

苦前町地域防災計画

(風水害等災害対策編)

平成26年10月

〔目 次〕

風水害等災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の効果的推進	2
第4節 用語	3
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第7節 住民及び事業所の基本的責務	9
第2章 苫前町の概況	11
第1節 自然条件	11
第2節 社会条件	11
第3節 災害の概況	12
第3章 防災組織	14
第1節 組織計画	14
第2節 気象業務に関する計画	26
第4章 災害予防計画	37
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	38
第2節 防災訓練計画	41
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	43
第4節 相互応援体制整備計画	44
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	45
第6節 避難体制整備計画	48
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	53
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	59
第9節 建築物災害予防計画	60
第10節 消防計画	61
第11節 水害予防計画	62
第12節 風害予防計画	68
第13節 雪害予防計画	69
第14節 融雪災害予防計画	73
第15節 高波・高潮災害予防計画	75
第16節 土砂災害予防計画	76
第17節 積雪・寒冷対策計画	78
第18節 複合災害に関する計画	81
第5章 災害応急対策計画	82
第1節 災害情報収集・伝達計画	82
第2節 災害通信計画	87
第3節 災害広報計画	91
第4節 応急措置実施計画	94

第5節	避難対策計画	97
第6節	救助救出計画	106
第7節	災害警備計画	108
第8節	交通応急対策計画	110
第9節	輸送計画	115
第10節	食料供給計画	118
第11節	給水計画	121
第12節	上下水道施設対策計画	124
第13節	衣料・生活必需物資供給計画	126
第14節	石油類燃料供給計画	129
第15節	電力施設災害応急計画	130
第16節	ガス施設災害応急計画	132
第17節	医療救護計画	133
第18節	防疫計画	137
第19節	廃棄物処理等計画	140
第20節	家庭動物等対策計画	142
第21節	文教対策計画	143
第22節	住宅対策計画	146
第23節	被災宅地安全対策計画	150
第24節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	152
第25節	障害物除去計画	155
第26節	応急土木対策計画	157
第27節	応急飼料計画	159
第28節	労務供給計画	160
第29節	ヘリコプター等活用計画	162
第30節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	166
第31節	広域応援計画	169
第32節	職員応援派遣計画	171
第33節	防災ボランティアとの連携計画	173
第34節	災害義援金募集（配分）計画	174
第35節	災害応急金融計画	175
第36節	災害救助法の適用と実施	176
第6章	地震・津波災害対策	179
第7章	事故災害対策計画	180
第1節	海上災害対策計画	180
第2節	航空災害対策計画	190
第3節	道路災害対策計画	194
第4節	危険物等災害対策計画	199
第5節	大規模な火事災害対策計画	206
第6節	林野火災対策計画	210
第8章	災害復旧計画	216

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、苫前町防災会議が作成する計画であり、苫前町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧対策等の災害対策を実施するに当たり、町及び防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、その対策について定めることを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

苫前町地域防災計画は、風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年 北海道条例 第8号）の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

苫前町地域防災計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）
2	水 防 法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
3	救 助 法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
4	防 災 計 画	苫前町地域防災計画
5	防 災 基 本 計 画	中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画
6	災 害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害
7	防 災	災害対策基本法第 2 条第 2 号に定める防災
8	複 合 災 害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
9	防 災 会 議	苫前町防災会議
10	本 部 （ 長 ）	苫前町災害対策本部（長）
11	防 災 関 係 機 関	苫前町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、苫前町を警備区域とする陸上自衛隊、苫前町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）
10	防災会議構成機関	苫前町防災会議条例（昭和 37 年 12 月 17 日条例第 16 号）第 3 条に定める委員の属する機関
11	災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな防災計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 苫前町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
苫前町	(1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 苫前町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講じること。 (4) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (7) その他災害発生を防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。
羽幌町外2町村衛生施設組合	(1) 災害時におけるし尿の汲み取り及び処理に関すること (2) 災害時におけるごみ処理に関すること

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署 及び消防団	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 留萌開発建設部 羽幌道路事務所及び 留萌港湾事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 所管する一般国道の維持防災及び輸送確保に関すること。 (7) 直轄管理区域内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (8) 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。 (9) 漁港の整備、災害応急対策並びに災害復旧に関すること
北海道農政事務所 旭川地域センター	(1) 災害時における応急用食料の調達、供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 留萌南部森林管理署 古丹別合同森林事務所	(1) 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 自動車輸送事業の安全の確保を図ること。
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部	(1) 気象情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等を行うこと。 (3) 災害時において被災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 (4) 海上における人命の救助を行うこと。 (5) 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。 (7) 海上災害時における自衛隊災害派遣要請に関すること。
旭川地方気象台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 観測成果を解析し、総合し、予報（注意報含む）、警報並びに情報等を発表すること。 (3) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書を作成すること。 (4) 防災知識の普及及び指導に関すること。 (5) 指定河川の洪水予報に関すること。
北海道労働局 留萌労働基準監督署	(1) 事業所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
留萌公共職業安定所	(1) り災地域における労働力の供給を行うこと。 (2) り災失業者の職業紹介を行うこと。 (3) 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡を行うこと。 (4) 雇用保険法による求職者給付のり災受給資格者に対し、優先取扱いを行うこと。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第2師団留萌駐屯部隊	(1) 町及び防災関係機関の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
留萌振興局	(1) 留萌振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (5) 町及び指定地方行政機関が実施する防災事務並びに業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 救助法の適用及び実施に関すること。 (8) その他災害発生を防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所	(1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
留萌振興局 保健環境部 保健行政室 (留萌保健所)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事。 (2) 災害時における医療救護活動に関する事。 (3) 災害時における防疫活動に関する事。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関する事。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関する事。
教育庁 (留萌教育局)	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行う事。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。
留萌振興局 森林室	(1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事。 (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。
留萌家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関する事。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関する事。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関する事。
留萌農業改良普及センター	(1) 農産物の被害調査及び報告に関する事。 (2) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関する事。 (3) 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関する事。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旭川方面 羽幌警察署 (苫前・力昼・古丹別駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び被災者の救助活動並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (4) 犯罪の予防その他被災地における社会維持に関する事。 (5) 危険物に対する保安対策に関する事。 (6) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 苫前郵便局 古丹別郵便局 力昼郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事。 (2) 郵便の非常取扱いに関する事。 (3) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関する事。 (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関する事。
東日本電信電話株式会社 北海道支店 (旭川営業支店)	(1) 災害時における通信の確保に関する事。 (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関する事。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社 KDDI 株式会社 ソフトバンクモバイル 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関する事。
北海道電力株式会社 旭川支店 (留萌・羽幌営業所)	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努める事。
日本放送協会 旭川放送局	(1) 予報 (注意報を含む)、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社北海道支部 苫前町分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 (4) 災害義援金の募集（配分）に関すること。
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本通運株式会社 旭川支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
民間放送事業者	(1) 気象等警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 留萌医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
一般社団法人 北海道歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
苫前土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
苫前町農業協同組合	(1) 災害時における食料の確保を図ること。 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。 (3) 農産物の災害応急対策について指導を行うこと。
北るもい漁業協同組合 苫前支所	(1) 町及び道の要請等に基づく緊急対策に関すること。 (2) 災害情報の伝達に関すること。 (3) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (4) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
苫前町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及びあっせんに関すること。 (3) 災害時における商工業者の経営指導等に関すること。
留萌中部森林組合	(1) 被災組合員に対し融資のあっせんを行うこと。 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
苫前建設協会	(1) 災害時における応急土木建築工事についての協力を行うこと。
一般輸送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
沿岸バス株式会社 羽幌営業所	(1) 災害時におけるバス等による輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等について関係機関への支援を行うこと。
漁港関係施設の管理者	(1) 漁港関係施設の災害予防に関すること。 (2) 漁港関係施設の保安措置に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
危険物関係施設の管理者	(1) 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
留萌地方石油業協同組合	(1) 災害時における危険物及び応急対策用物資の緊急運搬等について関係機関の支援を行うこと。
一般病院及び診療所	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
旭川赤十字血液センター	(1) 災害時における血液の供給及び輸送体制の確立に関すること。
一般社団法人 北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
町観光協会 ホテル旅館組合	(1) 災害時における観光施設の被害調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 観光施設での避難誘導及び救護に関すること。 (3) 避難対策への協力に関すること。
避難所の管理者	(1) 避難所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関すること。 (2) 被災者救護支援及び保護についての協力に関すること。 (3) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。
町内各小中高等学校	(1) 児童生徒等の避難保護に関すること。 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。 (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関すること。
住民組織等 (町内会連合会、自主防災 組織、各種団体等)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害時における情報伝達及び避難等の支援活動を行うこと。 (3) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災知識の普及、防災予防に関すること。 (4) 非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 (5) 避難所運営に関すること。

第7節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び町内の事業所は、その自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策の充実を図るために、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める。

また、町、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力する。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成を図ること
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成及び自主防災組織による予防活動の推進
- (8) 防災行政無線（戸別受信機）の町防災情報に対する受信環境の整備

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

施設利用者や従業員の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献度等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び耐震化の促進

- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先との*サプライチェーンの確保

※ サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり視点から、効果的な事業構築・運営する経営手法

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 施設利用者及び従業員の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 道民運動の展開

災害による被害を軽減するため、道は地域防災に関して協力可能な企業を募集、登録、公表することにより、広く道内企業と連携する「企業等防災サポーターバンク」を推進している。

そのため、町は町内の「企業等防災サポーターバンク」事業所と連携する等、地域防災力の強化を図る。

なお、留萌振興局管内の登録企業は北海道の危機対策課のホームページによる。

第2章 苫前町の概況

第1節 自然条件

第1 位置

苫前町（以下、「本町」とする。）は、北海道留萌振興局管内のやや中央部に位置し、町の総面積は454.48km²である。東は幌加内町、南は小平町、北は羽幌町に隣接し、西は日本海（海岸17.3km）に面している。

第2 地勢

海岸地帯は平地で、東部奥地一帯は天塩山脈連峰の山岳地帯と町の総面積の82%を占める豊かな森林地帯となっている。河川については天塩山系を水源とした古丹別川とその支流の三毛別川、チェボツナイ川が日本海にそそぎ、山すそから海岸にかけては広大な沃野が広がっている。

第3 気候

気候は、一般に海洋性気候を示し、冬季は強い北西の季節風が吹くことが多いが、日本海を流れる対馬暖流の影響で内陸部より比較的温暖で融雪は早い方である。春は気温の上昇が早く、夏も気温は高めであるが、秋は多雨の傾向にあり、冬は降雪が多い。

第2節 社会条件

大規模な災害では、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出する場合があります。被害を拡大する社会的災害要因としては、高齢化の進展、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

第1 人口・世帯等

本町の総人口は3,494人、世帯数は1,647世帯（住民基本台帳：平成25年10月1日現在）である。

年齢構成比は、年少人口（15歳未満）10.5%、老年人口（65歳以上）37.9%であり、少子化・高齢化が顕著である。

こうした核家族化、少子化、高齢化の状況から、地域の防災活動に大きな支障をきたすことが懸念される。

また、少子化、高齢化の進行とともに、災害時において支援を要する高齢者を含む障がい者、外国人等が増加する中で、要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなどの要配慮者に対する取り組みも重要である。

第2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

また、要配慮者の増加にともない、生活環境への安全性の向上、とりわけ要配慮者関連施設の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

第3 情報化の進展

最近の IT 技術の目覚ましい進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用されているが、中枢管理機能の集積を促し、その機能に障害があれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

第4 住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯の増加に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、東日本大震災等、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や住民組織等の助け合いなど、住民の連帯意識の重要性が再認識されている。

第3節 災害の概況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、強風による火災、建物崩壊等が挙げられ、地震災害による被害も記録されている。

参考までに、自然災害及び事故災害について、主に次のようことが挙げられる。

なお、主な災害の記録は、資料6のとおりである。

第1 気象災害の特徴

1 通年の災害

通年において警戒すべき事項としては、低気圧に伴う降雨及び融雪出水による河川の水位上昇するため、関係機関と連携を図りながら、町域への被害を低減する必要がある。

2 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進されいわゆる融雪災害が起こる。発生する時期は、概ね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

本町においても、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられることから、警戒が必要である。

3 夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると大雨に見舞われることがある。

最近では、これに似た型で小さな範囲の地域に集中豪雨が発生し、災害を起こす回数が多くみられる。

4 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の最盛期でもある。台風が本道に接近する頃は、この勢力が弱まっているのが普通であるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、甚大な災害をもたらす場合がある。

そのため、本町においても8～10月にかけて台風及び集中豪雨による被害への警戒が必要である。

5 冬の災害

冬期に入ると低気圧が襲来により降水は雪となり、そのため雪害による交通障害及び波浪による護岸、道路決壊等の災害が発生する。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

第2 その他災害について

本町に発生が予想されるその他の災害としては、地震・津波災害のほか、各種火災、事故災害への警戒も重要となる。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・ 過去の災害の記録（資料6）

第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画

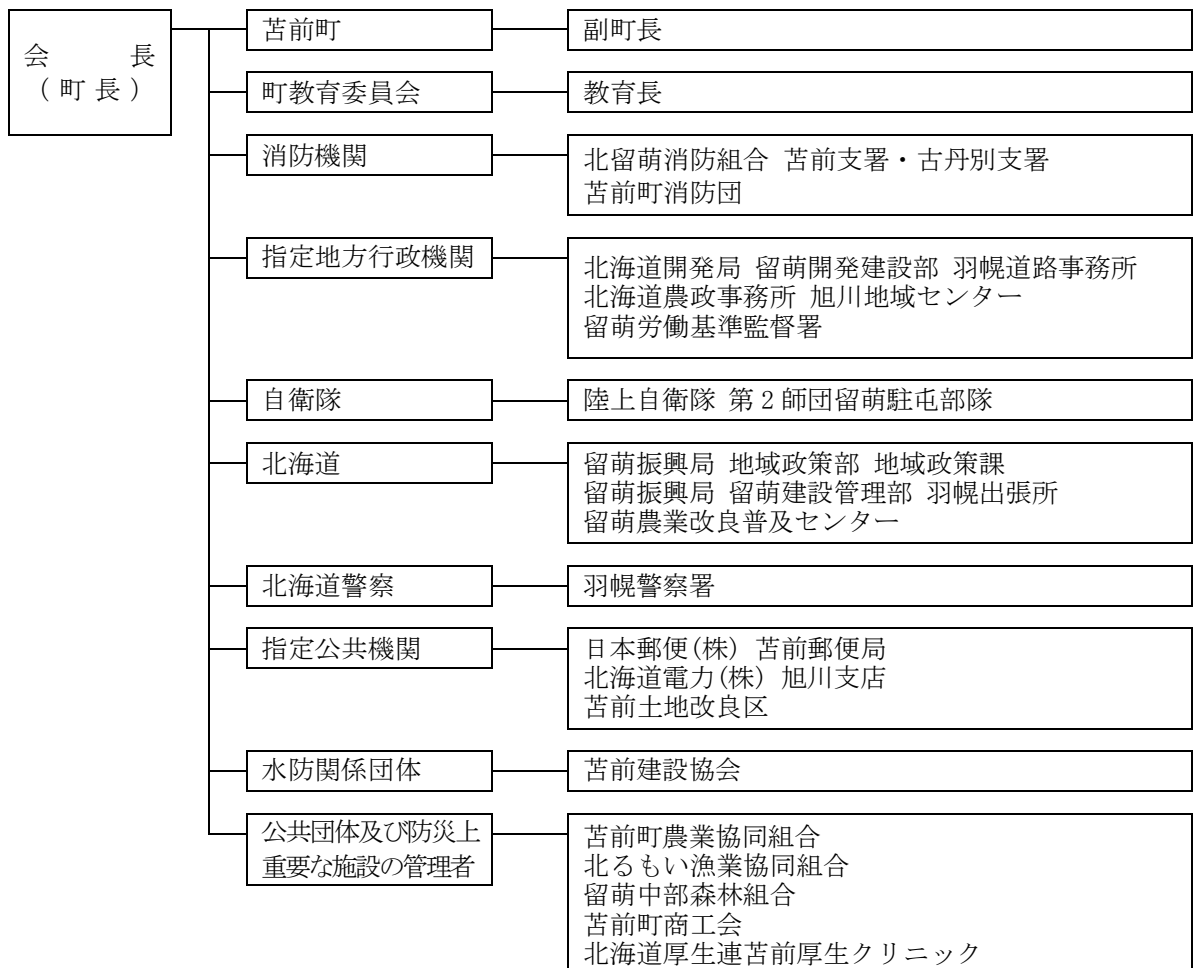
第1 防災会議

防災会議は、基本法第16条第6項に基づく苫前町防災会議条例（以下、本節において「条例」という。）により、その事務所掌及び組織が定められている。

町長を会長とし、町長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 苫前町防災会議の組織



2 運営

防災会議の運営は、苫前町防災会議条例及び苫前町防災会議運営規程の定めによる。

資料編〔条例・協定等〕	・ 苫前町防災会議条例（資料 22） ・ 苫前町防災会議運営規程（資料 23）
-------------	--

第2 災害対策本部

1 組織等

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：各班長

部	部長	班	所管課・係
総務対策部	総務財政課長	総務班	総務係・交通防災係・情報管理係・経理契約係・管財係・議会事務局
		情報避難対策班	企画振興課まちおこし係・広報広聴係 古丹別支所
		財政班	財政係・出納室
建設対策部	建設課長	土木班	土木係・管理係
		建設班	建設係
		上下水道班	水道係・下水道係
産業対策部	農林水産課長 企画振興課長	農林班	農林係・農業委員会
		水産班	水産係
		商工観光班	商工観光係・新エネルギー係
民生対策部	税務町民課長 保健福祉課長	厚生班	住民係・しあわせ係
		衛生班	けんこう係
		税務班	税務係
教育対策部	教育次長	学校教育班	教育委員会管理課
		社会教育班	教育委員会社会教育課

2 運営

災害対策本部の運営は、苫前町災害対策本部条例及び苫前町災害対策本部運営規程に定めによる。

資料編〔条例・協定等〕	・ 苫前町災害対策本部条例（資料 24） ・ 苫前町災害対策本部運営規程（資料 25）
-------------	--

3 災害対策本部の各部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりである。

部	班	所 掌 事 項	所管課・係
総務対策部	総務班	1 防災会議及び本部員会議に関する事 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 3 庁内の非常体制に関する事 4 気象の予報、情報の受理及び通知に関する事 5 避難の勧告又は指示の発令に関する事 6 災害情報の収集及び報告に関する事 7 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 8 災害時の防犯、交通安全に関する事 9 職員等の災害出動用被服等の調達及び配付に関する事 10 本部職員の食糧等の調達供給に関する事 11 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関する事 12 車の借上げ及び町有財産の運行管理に関する事 13 災害応急資機材、物資の調達に関する事 14 各部（班）の連絡調整に関する事 15 救助法の適用に関する事 16 自衛隊の派遣要請の出動要請に関する事 17 国、道に対する要請及び報告に関する事 18 他市町村との相互応援に関する事 19 公務災害補償に関する事 20 その他各部に属さない事	総務財政課 総務係 交通防災係 情報管理係 経理契約係 管財係 議会事務局
	情報避難対策班	1 住民に対する警報、避難命令、災害情報の広報に関する事 2 各地区との連絡情報に関する事 3 被災者の避難場所等への誘導に関する事 4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事 5 災害の記録に関する事 6 通信連絡機能の確保に関する事 7 関係団体、住民組織等の出動要請に関する事 8 住民組織等との連絡調整に関する事	企画振興課 まちおこし係 広報広聴係 古丹別支所
	財政班	1 災害対策に必要な財政措置に関する事 2 義援金の受付保管に関する事 3 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事 4 その他特命事項に関する事※	総務財政課 財政係 出納室
建設対策部	土木班	1 道路、橋梁及び河川の応急措置に関する事 2 災害復旧に関する事（障害物の除去を含む） 3 土木被害の調査及び路線の確保に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事 5 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事 6 食糧及び応急資材の輸送に関する事 7 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 8 災害時における救援物資、医療品等の輸送に関する事 9 応急対策及び復旧の資材、人員、食糧等の輸送に関する事	建設課 土木係 管理係
	建設班	1 災害応急資材の確保に関する事 2 公共施設等の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅の設置に関する事 4 住宅の応急修理に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事	建設課 建築係

部	班	所 掌 事 項	所管係
建設対策部	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の飲料用水の確保及び給水に関する事 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関する事 3 被災水道施設の復旧に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事 	建設課 水道係 下水道係
産業対策部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜産関係の被害調査及び報告に関する事 2 農林畜産関係の被害対策及び復旧に関する事 3 農林畜産関係の応急復旧に関する事 4 農作物及び家畜の防疫に関する事 5 死亡獣畜処理に関する事 6 山火事消防に関する事 7 労務相談、供給に関する事 8 関係機関との連絡調整に関する事 9 主要食料の調達に関する事 10 被災相談（産業関係）に関する事 11 その他特命事項に関する事※ 	農林水産課 農林係 農業委員会
	水産班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害調査及び報告に関する事 2 水産関係の被害対策及び復旧に関する事 3 水産関係の応急復旧に関する事 4 津波・高潮警報発令における漁港及び漁民対策 5 労務相談、供給に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 被災相談（産業関係）に関する事 8 その他特命事項に関する事※ 	農林水産課 水産係
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光、風力発電所関係の被害調査及び報告に関する事 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関する事 3 商工観光関係の応急復旧に関する事 4 労務相談、供給に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 被災相談（産業関係）に関する事 7 その他特命事項に関する事※ 	企画振興課 商工観光係 新エネルギー係
民生対策部	厚生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者等の避難誘導に関する事 2 福祉施設利用者の避難誘導に関する事 3 保育所（園）園児等の避難誘導、収容及び災害時の保育園の管理運営に関する事 4 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事 5 避難場所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事 6 被災者に対する炊き出し及び食糧品等の給与に関する事 7 救護施設の設置計画及び実施に関する事 8 救援物資の調達若しくは受付、配付及び生活必需品の給与、貸与に関する事 9 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関する事 10 日赤救助機関との連絡調整に関する事 11 被災者相談に関する事 12 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事 	税務町民課 住民係 保健福祉課 しあわせ係
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関する事 2 避難所における仮設トイレの設置に関する事 3 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関する事 4 災害時の公害発生予防及び応急措置に関する事 5 行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬に関する事 6 死亡者の収容及び安置に関する事 	保健福祉課 けんこう係

部	班	所 掌 事 項	所管係
民生対策部	税務班	1 被災者名簿の作成に関すること 2 り災証明に関すること 3 被災者の町税の減免等の措置に関すること 4 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること 5 その他特命事項に関すること※	税務町民課 税務係
教育対策部	学校教育班	1 保育施設・教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 学用品等の配給に関すること 3 災害時の学校給食に関すること 4 児童、生徒の応急教育に関すること 5 児童・生徒の避難実施に関すること 6 児童・生徒・保護者との連絡調整に関すること 7 施設の応急利用に関すること 8 被災児童、生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること 9 教職員の動員に関すること 10 その他特命事項に関すること※	教育委員会 管理課
	社会教育班	1 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 各種団体との連絡調整に関すること 3 文化財の保護及び応急対策に関すること 4 施設の応急利用に関すること 5 その他特命事項に関すること※	教育委員会 社会教育課

※ その他特命事項について

他の部（班）の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、避難対策や要配慮者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該班のみで対応することは困難であることも想定される。

そのため、※の記載の部（班）は、当該部（班）の指示のもと、他の部（班）の応援・支援等の業務に就く。

4 災害対策本部の設置基準等

当該地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るために必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、防災活動の強力な推進を図る。

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、次のいずれかに該当する場合に本部を設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 ・住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時 ・避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要な時 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の発生等により応急対策が必要な時 ・ライフライン等の被害が発生し、対策が必要な時
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・離着陸事故等で人的被害が発生した時 ・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要な時
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生した時、又は発生が予想される時 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要な時
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要な時
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想される時 ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷（湿）害被害が発生した時
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生した時 ・日本海沿岸北部に津波警報が発表された時 ・地震や津波による大規模な被害が発生した時、又は発生するおそれがある時
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生した時、又は発生するおそれがある時

(2) 災害対策本部の設置

ア 本部は町庁舎内に置く。

但し、庁舎が被災し、使用できない場合は、苫前町公民館等の他の公共施設に設置する。

イ 町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに次の表区分により、通知及び公表を行う。

また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
留萌振興局長	道防災行政無線、電話、FAX
北留萌消防組合 苫前支署長・古丹別支署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
羽幌警察署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
町防災会議構成機関の長	道防災行政無線、電話、FAX、メール、派遣連絡員、口頭
近隣市町村長	道防災行政無線、電話、FAX、メール
住民	防災行政無線、広報車、村ホームページ、口頭（町内会長等を通じて）、テレビ、ラジオ

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止する。

- ア 予想された災害発生の危険が解消したとき。
- イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

5 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

6 標識

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に掲示板を掲げる。
- (2) 本部長、副本部長、対策部長及び本部職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じて腕章を着用する。
- (2) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標章をつける。

資料編〔防災組織〕 ・ 災害対策本部掲示板（資料2） ・ 腕章（資料3） ・ 標章（資料4）

7 災害対策本部の運営

本部の運営は、苫前町災害対策本部条例及び苫前町災害対策本部運営規程の定めにより、災害対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を本部員会議で協議する。

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び教育長、各対策部長、副部長で組織する。

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の決定及びその切替、廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ロ) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他の災害対策に関する重要な事項。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は、本部長が必要により招集し開催する。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 苫前町災害対策本部条例（資料24）
 ・ 苫前町災害対策本部運営規程（資料25）

8 現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

第3 警戒・非常配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、警戒・非常配備体制をとる。

1 非常配備体制の基準

非常配備体制の基準及び基準毎の出動する対策部班は、次のとおりである。

内容 配備	配備内容	配備時期	担当部等
第1非常配備	特に対応が必要とされる班の所要の人員で、情報収集及び連絡活動を円滑に行うことができ、状況に応じて次の配備体制に円滑に移行しうる体制とする。	(1) 気象業務法に基づく気象等に関する情報又は警報が発令されたとき。 (2) 町内に震度3以上の地震が発生したとき。 (3) 北海道日本海沿岸北部に「津波注意報」が発令されたとき。 (4) その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 ※ なお、特別警報の際は、即時、避難行動、本部設置が図れるよう体制を移行する。	総務対策部 各部長等
第2非常配備	関係各班の所要の人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 町内に震度4以上の地震が発生したとき。 (3) その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	総務対策部各 部長等 関係各班の所 要班長 その他必要な 職員
第3非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が直ちにできる体制とする。	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 (3) 北海道日本海沿岸北部に「津波警報」又は「大津波警報」が発令されたとき。 (4) 予想されない重大な災害が発生したとき。	全職員
職員の 自主 参集 基準	※夜間休日等における対応 1 地震発生に伴う場合 (1) 震度3：総務対策部関係職員（他の本部員：自宅待機） [「津波警報」も同時に発令されたとき：班長以上（班員：自宅待機）] (2) 震度4：部長以上、総務対策部関係職員（他の班長：自宅待機） [「津波警報」も同時に発令されたとき：全職員] (3) 震度5弱又は5強：班長以上（班員：自宅待機） (4) 震度6弱以上：全職員 2 津波情報に伴う場合 (1) 津波注意報：総務対策部関係職員（場合によっては自宅待機） (2) 津波警報：班長以上（班員：自宅待機） (3) 大津波警報：全職員		

2 警戒・非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

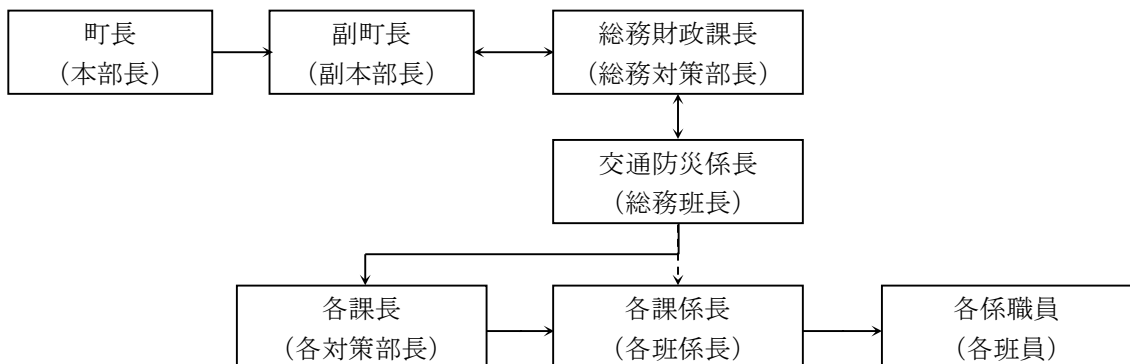
- ア 総務財政課長（総務対策部長）は、町長（本部長）の非常配備決定に基づき、各対策部長（本部員）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。
- イ 各課長（各対策部長）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。
- ウ 配備要員（職員）は各課長（各対策部長）より、イの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。
- エ 各課長（各対策部長）は、予め部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行う。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、総務財政課長（総務対策部長）は、各課長（各対策部長）に通知する。
- (イ) 各課長（各対策部長）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

図表 伝達系統（勤務時間内）

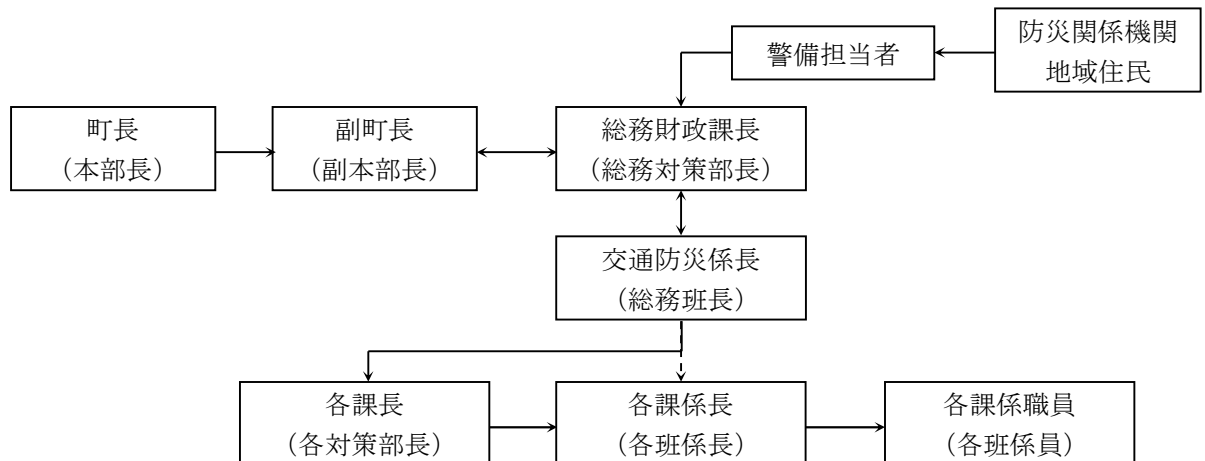


イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 警備担当者は、次の情報を受けた場合は直ちに総務財政課長（総務対策部長）へ連絡する。
 - a 気象警報等が留萌振興局及びNTT 東日本仙台センター、NTT 西日本大阪センターから通報された場合
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 総務財政課 交通防災係長（総務対策部 総務班長）は、総務財政課長（総務対策部長）の指示を受け、必要に応じて各課長（各対策部長）、各係職員（各係員）に通知する。
- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずる。

(エ) 伝達は電話等により行う。

図表 伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員の緊急参集

- (7) 町長（本部長）は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。
- (イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。
- a 本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。
 - b 地震及び津波災害が発生した際は、自主参集基準に基づき、職員は、動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集する。
 - c 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。
- (7) 勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動する。
- a 安全確認
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
 - b 参集者の服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。
 - c 被害状況の報告
参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の所属長に報告する。
特に、病院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、各課長（各対策部長）に、詳しく報告する。
 - d 参集途上の緊急措置
参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署又は羽幌警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、

近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

各課長（各対策部長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

- (7) 職員参集状況報告書（別記第1号様式）
- (イ) 職員等安否確認調査票（別記第2号様式）

資料編〔様式〕 ・職員参集状況報告書（別記第1号様式）
 ・職員等安否確認調査票（別記第2号様式）

(3) 警戒配備体制下の活動

警戒配備体制下において、総務財政課長（総務対策部長）は、旭川地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

(4) 非常配備体制下の活動

第1～3 非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

ア 第1 非常配備体制下の活動

- (7) 町長（本部長）は、旭川地方気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。
- (イ) 総務財政課長（総務対策部長）は、関係する各課長（各対策部長）に収集情報を提供し、各課各係（各対策部班）の活動状況等を把握する。
- (ロ) 関係する各課長（各対策部長）は、総務財政課長（総務対策部長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行う。
- (エ) 第1 非常配備体制の職員の人数は、状況により関係する対策部班において増減する。

イ 第2 非常配備体制下の活動

- (7) 町長（本部長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催する。
- (イ) 各課長（各対策部長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化する。
- (ロ) 総務財政課長（総務対策部長）は、各課長（各対策部長）及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を町長（本部長）に報告する。
- (エ) 各課長（各対策部長）は、次の措置をとり、その状況を総務財政課長（総務対策部長）に報告する。
 - a 災害の現況を対職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。
 - c 関係する対策部班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

各課長（各対策部長）は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を

総務財政課長（総務対策部長）を経て、随時、町長（本部長）に報告する。

第4 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長（本部長）は、災害の状況により必要と認めた場合、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長（本部長）が協力を求める事項。

2 協力要請先

協力を要請する主な住民組織、その他女性団体、青年団体、建設関係団体等（以下、「住民組織等」とする。）については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求める。

3 担当対策部班

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって、関係する各対策部班とする。

4 自主防災組織への協力要請

- (1) 自主防災組織の育成については、「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」による。
- (2) 自主防災組織が組織された場合にあつては、町長（本部長）は、自主防災組織に協力を要請する。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法、及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次のとおりである。

第1 注意報、警報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する注意報、警報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき行われるもので、本町における注意報及び警報の種類、発表基準、伝達方法等は次のとおりである。

1 予報区

町が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

区 分	概 要
府県予報区名（担当気象官署）	上川・留萌地方
一次細分区域名（※2）	留萌地方
町等をまとめた地域（※3）	留萌中部

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

2 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で数年に、一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し

たときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、*ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ ダウンバースト：局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流

3 特別警報、警報、注意報の種類並びに発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

図表 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(1) 気象警報発表基準

大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 50mm	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	103	
暴風	平均風速	陸上	18m/s	
		海上	25m/s	
暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪による視程障害を伴う	
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm		
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.4m		

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(2) 気象注意報発表基準

大雨	雨量基準	1時間雨量 25mm		
	土壌雨量指数基準	86		
強風	平均風速	陸上	13m/s	
		海上	15m/s	
風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う	
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	

大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	1.1m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	陸上	200m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
低温	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温） 平年より6℃以上低い 7月～8月上旬：（気温） 14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より12℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。

(3) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量 90mm
------------	------------

(4) 地面現象注意報及び警報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(5) 浸水注意報及び警報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(6) 洪水注意報及び警報

洪水警報	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫発生情報	雨量基準	—
		流域雨量指数基準	古丹別川流域=21、三毛別川流域=17、 チエボツナイ川流域=9
		複合基準	—
洪水注意報	氾濫注意情報	雨量基準	—
		流域雨量指数基準	古丹別川流域=14、三毛別川流域=14、 チエボツナイ川流域=7
		複合基準	—

※洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域毎に算出する。

(6) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、大津波警報、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

一般の利用に適合する特別警報	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
高波特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）

3 特別警報、警報、注意報の伝達

(1) 注意報及び警報（特別警報を含む）の受理及び報告

気象注意報及び警報は、次のように伝達系統により、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達する。

ア 特別警報、警報、注意報等は、勤務時間中は総務財政課が、勤務時間外は警備担当者が、受理する。

イ 勤務時間外に北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署が特別警報、警報、注意報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第3号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務財政課長に連絡する。

〔連絡する気象警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

ウ 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、総務財政課長に提出する。

エ 総務財政課長は、特別警報、警報、注意報等を受理した場合、速やかに副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡する。

資料編〔様 式〕 ・ 気象通報受理簿（兼送信票）（別記第3号様式）

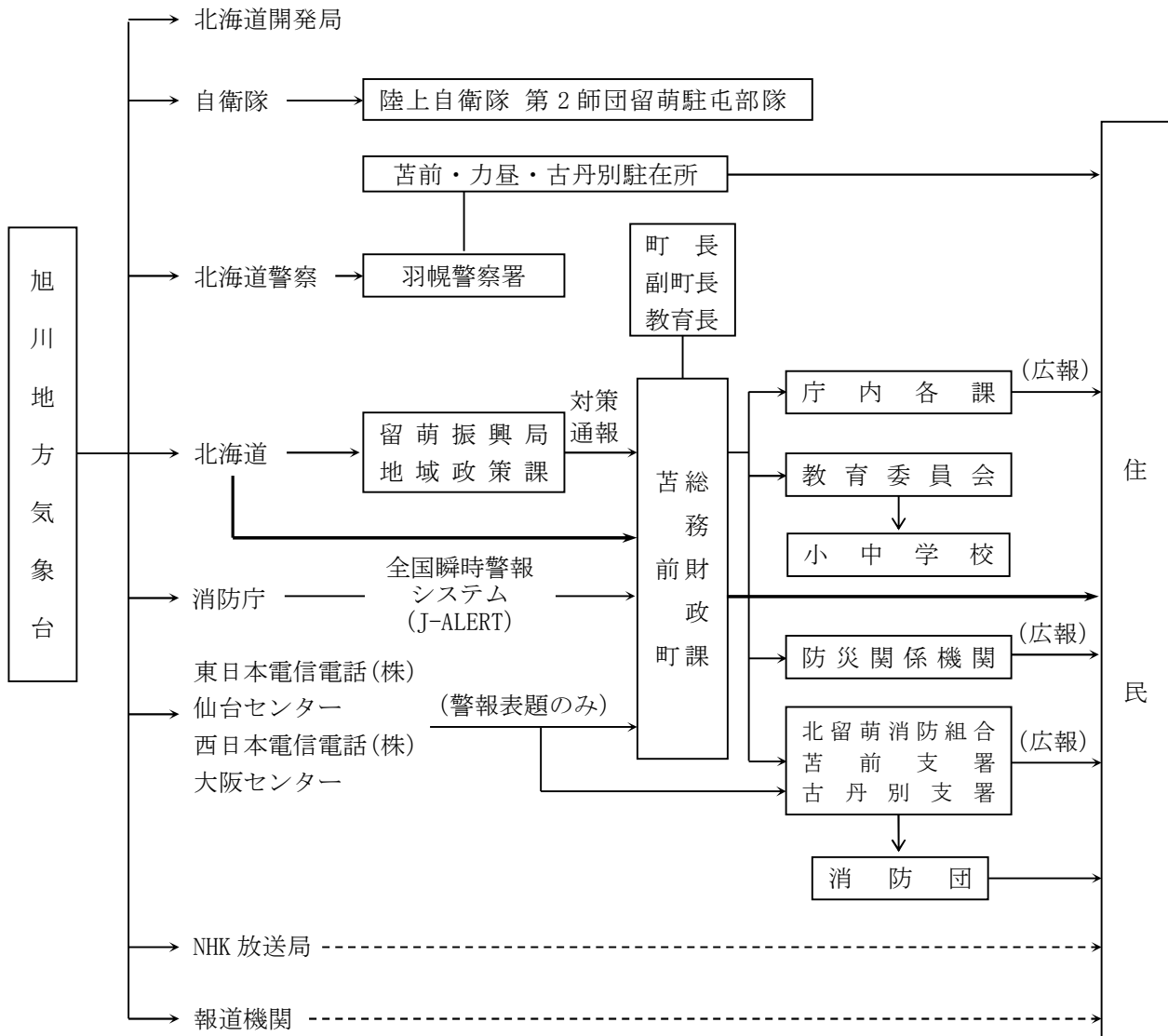
(2) 伝達系統

気象注意報及び警報は、次のように伝達系統により、電話、防災無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達する。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、都道府県に対しては市町村への通知を、市町村に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。

そのため、町は、既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

図表 特別警報、警報、注意報の伝達系統図



※ 図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知が義務付けられている経路

4 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報をするものであるが、水防活動の利用には適合しない。

(1) 種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 洪水予報の種類及び発表基準

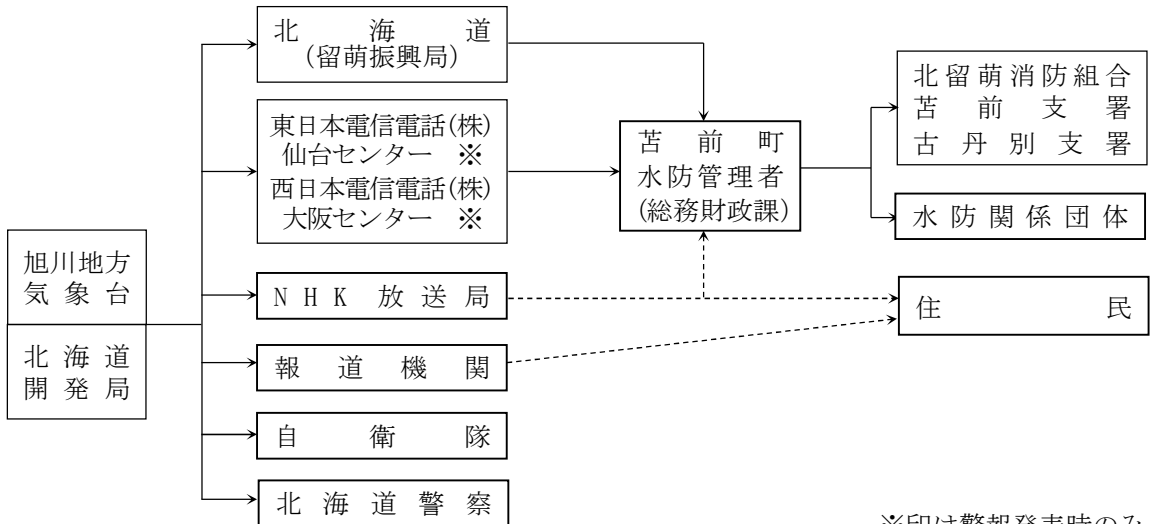
知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

ア 伝達系統



※印は警報発表時のみ

(3) 水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。

本町では、知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

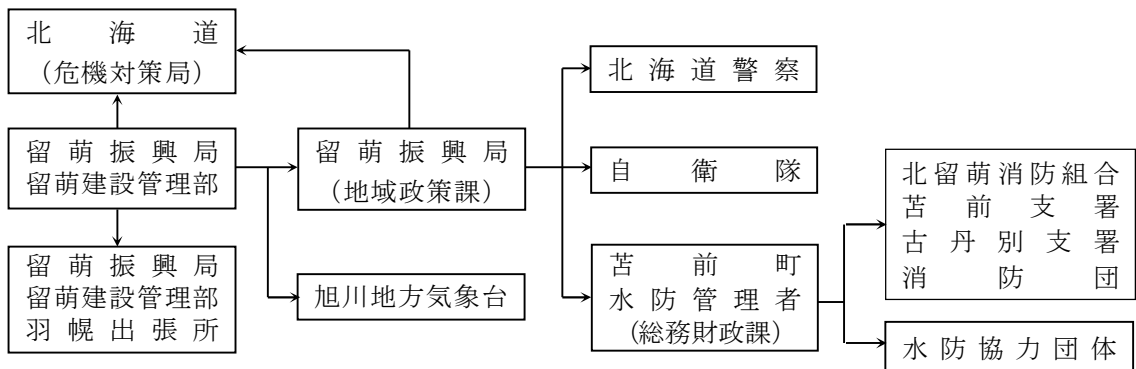
指定河川及び伝達系統は次のとおりである。

ア 水防警報指定河川名

水系名	河川名	実施機関
古丹別川	古丹別川、三毛別川	留萌振興局 留萌建設管理部

イ 伝達系統

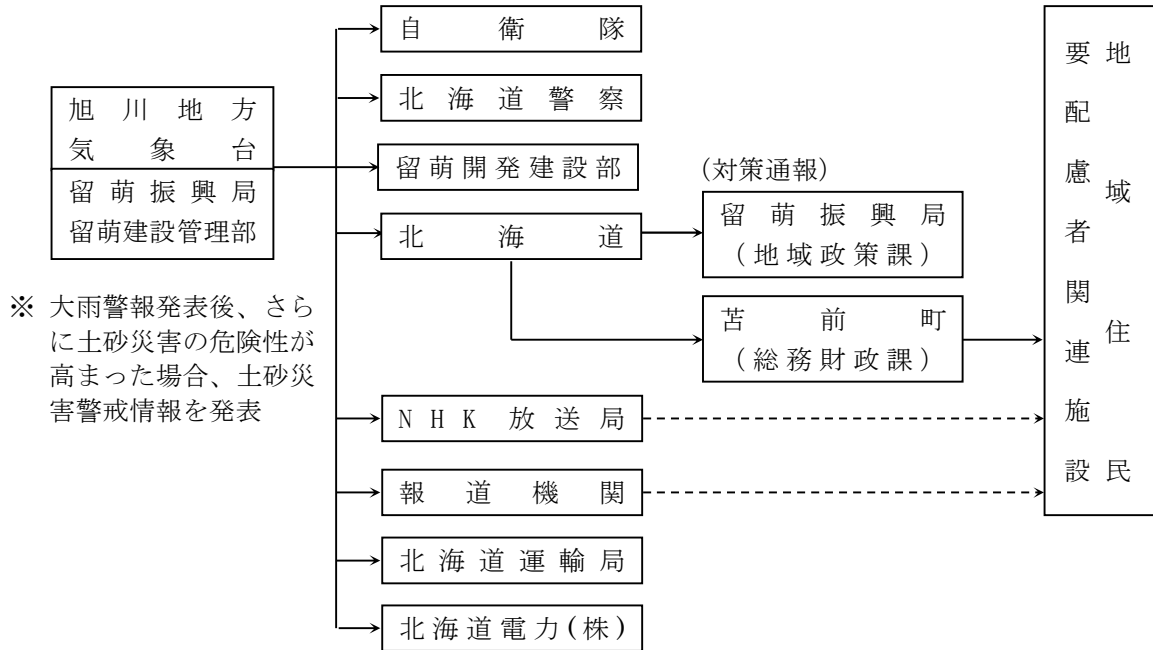
北海道が発表する場合（知事が行う水防警報）



5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、町長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、留萌振興局（留萌建設管理部）と旭川地方气象台が共同で作成し、町等ごとに発表する。

伝達は次の系統により行う。



6 雨量情報・水位情報

(1) 雨量情報・水位情報及び基準水位の観測地点

町内を流れる河川の雨量・水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」、潮位・波高については、「海の防災情報」にて確認することができる。

雨量情報・水位情報及び基準水位は、次のとおりである。

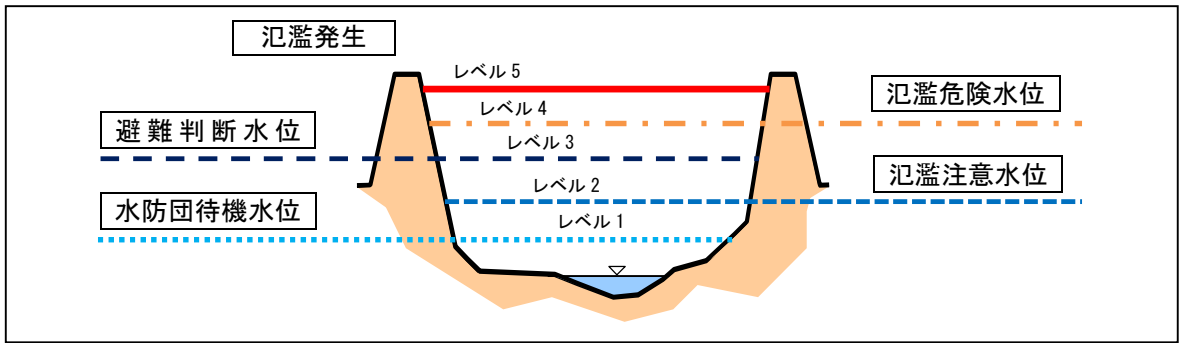
図表 雨量観測地点

河川名	観測所名	所在地	標高	種別
古丹別川	古丹別川	苫前町字東川 31 番 5 地先河川敷 (東雲橋地点)	42m	テレメータ雨量
三毛別川	三溪	苫前町三溪 58 番 2 (三溪小学校付近)	52m	テレメータ雨量
その他	古丹別 (気象)	苫前町古丹別	15m	テレメータ雨量

図表 水位観測所と基準水位

観測所名	所在地	基準水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
古丹別川	苫前町東川 31 番 5 地先河川敷 (東雲橋地点)	20.12m	22.29m	22.72m	24.17m	24.37m
三毛別川	苫前町字九重 720 番 1 地先河川敷 (南出橋地点)	6.88m	8.10m	9.54m	10.20m	11.17m

図表 (参考) 雨量観測地点の位置図と洪水危険レベルについて



水位危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表基準	町・住民に求める行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	逃げ遅れた住民の救助等、新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4 (危険)	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	氾濫危険水位に到達したとき	住民の避難完了
レベル3 (警戒)	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	町は、避難勧告等の発令を判断 住民は、避難を判断
レベル2 (注意)	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	町は、避難準備情報発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位		水防団待機

7 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

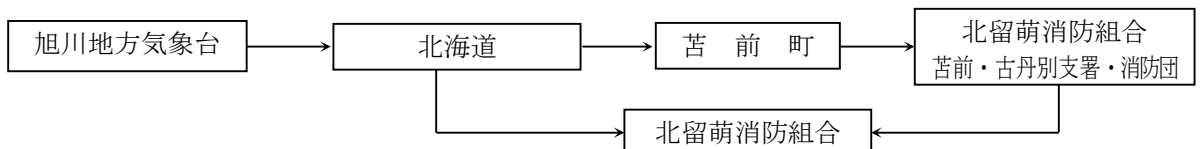
火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報されるものである。

通報された振興局長は、管内町長に通報する。

ア 通報基準

発表官署	通報基準
旭川地方気象台	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合。

イ 伝達系統



(2) 林野火災気象情報

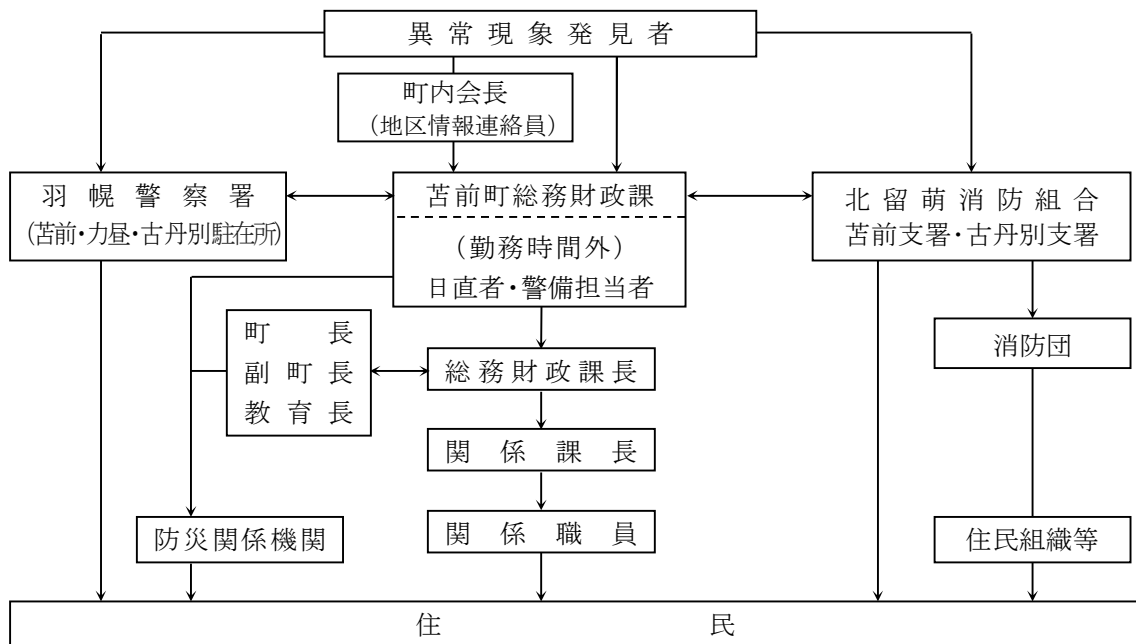
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第6節 林野火災対策計画」により実施する。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、羽幌警察署、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署等に通報する。

図表 災害情報連絡系統図



2 苫前町への通報

異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた場合は、災害情報連絡系統図により直ちに町（総務財政課）に通報する。

3 苫前町から防災関係機関への通報及び住民への通知

- (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。
- (2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図による。

4 通報の取扱い

- (1) 勤務時間外の通報は、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署、警備担当者が受理し、総務財政課長に報告する。
- (2) 総務財政課は、発見者又は北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署からの通報を受けたときは、町長又は副町長、教育長に報告するとともに事務処理に当たる。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図に

より災害情報等を連絡する。

- (2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を留萌振興局長に報告する。

留萌振興局（地域政策部地域政策課）

- ・電話（NTT回線） 0164-42-8426
- ・FAX（NTT回線） 0164-42-2596
- ・総合行政情報ネットワーク 電話 6410-42-2191、FAX 6410-42-2596

第4章 災害予防計画

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努める。

また、町及び国、道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、災害の発生が予想される地域について、町及び道、防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

第1 災害危険箇所等（重要警戒区域及び整備計画箇所）

1 災害危険箇所等

町内において災害の発生が予想される災害危険区域は、資料8から13のとおりである。

区 分	該当箇所数	備考	
水防区域	13箇所	資料8	
市街地における低地帯の浸水予想区域	2箇所	資料9	
地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流	地すべり防止箇所	のべ39箇所	資料10
	急傾斜地崩壊危険箇所	のべ97箇所	
	土石流危険溪流	22溪流 85箇所	
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	85箇所	資料11
	崩壊土砂流出危険地区	85箇所	
	地すべり危険地区	1箇所	
高波・高潮・津波等危険区域	7箇所	資料12	
雪崩予想区域	10箇所	資料13	

※ 水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域、高波・高潮・津波等危険区域は、被害想定調査（災害危険区域現地調査）の該当箇所を掲載。

※ 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流は、留萌建設管理部において公表している管内土砂災害危険箇所図の該当箇所及び被害想定調査（災害危険区域現地調査）中「第5表（1）掲載データ」とし、詳細を資料編に掲載。

※ 山地災害危険地区は、林野庁「山地災害危険地区調査」の該当箇所を掲載。

2 危険物製造所等

町内における危険物製造所等の所在は、資料14のとおりである。

区 分	該当箇所数	備考
危険物等	34箇所	資料14

資料編〔災害危険箇所等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防区域（資料8） ・ 市街地における低地帯の浸水予想区域（資料9） ・ 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流（資料10） ・ 山地災害危険地区（資料11） ・ 高波・高潮・津波等危険区域（資料12） ・ 雪崩予想区域（資料13） ・ 危険物所在一覧（資料14）
--------------	--

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 苫前町及び北海道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた*北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

※ 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や町等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。

なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 町広報紙、町ホームページの活用
- 3 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送施設、インターネットの活用
- 4 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 5 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用

- 6 広報車両の利用
- 7 学校教育、社会教育を通しての普及
- 8 研修、出前講座、講演会等の開催
- 9 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 災害に関する一般的知識
- 3 自助（備蓄）の心得
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、次のとおりである。

第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者（避難行動要支援者）を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種類

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 消火訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 防災会議が主唱する訓練

町及び道防災会議構成機関は、別に定める要領により共同して次の訓練を行う。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行う。

- (1) 主 唱 道防災会議（振興局協議会）
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び関係町
- (3) 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的、立体的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行う。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び町等
- (3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行う。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び町等
- (3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者（避難行動要支援者）を含めた地域住民等との共同訓練を実施する。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努める。

第6 自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、地域における防災リーダーと連携しながら、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

第7 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 町及び道は、予め関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等々の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び道は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

〈協定締結の状況〉

災害時における燃料等の供給の協力に関する協定 平成21年7月27日締結

第3 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定

平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における生活必需物資の調達に関する協定の締結を進めていく。

〈協定締結の状況〉（北海道が締結）

災害時における物資の供給に関する協定 平成20年7月2日締結

第4 緊急物資運搬拠点の整備

町は、緊急物資運搬拠点として、オープンスペースの確保等、緊急物資運搬拠点を確保する。

資料編〔物資・資機材〕 ・ 防災資機材・救援備蓄物資保有状況（資料15）

第4節 相互応援体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災地への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。

第2 相互応援体制の整備

- 1 町は、道や他の町への応援要求を迅速に実施できるよう、予め災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の町と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺町が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する町との間の協定締結も考慮する。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第1 自主防災組織

町は、地域の自主防災組織の設立及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者（避難行動要支援者）の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておく。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられることから、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする場合は、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者）などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置もしくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所（一時的に避難するグラウンドや高台等）及び避難所（一定の期間避難生活をする場所）の確保及び整備等については、次のとおりである。

第1 避難場所の確保及び標識の設置

1 町は、大規模火災、風水害、高潮、地震、津波等の災害から住民の安全を確保するために、避難時間の短縮や日常生活などを考慮した避難場所及び避難路の指定及び整備を図るとともに、避難場所や避難経路に案内標識を設置するなど、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

2 避難場所の整備に当たっては、要配慮者や観光客等の利用に十分配慮するほか、災害の規模や被害の状況により、近隣市町村の避難所を相互利用を図る等、避難場所の確保に努める。

3 避難場所の選定要件は次のとおり。

- (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を充分確保できること。
- (2) がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

4 町は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した避難場所を指定・整備するとともに、施設管理者の協力を得て高層建物（津波避難ビル）などを緊急避難場所として指定、整備することに努める。

なお、指定、整備にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 津波避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること
- (2) 津波の到達が予想される時間内における避難場所への到達可能時間を考慮したものであること

第2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを收容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図る。

また、影響範囲の大きい広域に及ぶ災害については、町内の避難所に收容しきれない場合があることから、隣接する各町等との避難者の相互受入協定などにより、收容能力の確保を図る。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の町からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておくよう努める。

1 避難所の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 浸水等の被害のおそれがないこと。

- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

第3 避難所についての住民及び施設管理者等への周知

町は避難所の指定を行った際、住民及び学校や集会所等の施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難所等の周知

避難所等の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難所の名称、所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割り
- (3) 避難所等への経路及び手段
- (4) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

第4 苫前町避難計画

町は、住民、特に要配慮者（避難行動要支援者）が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難計画を作成する。

なお、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップ作成に努める。

その他、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討しておく。

1 苫前町の避難体制

町は、次の事項に留意し、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者（避難行動要支援者）を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者（避難行動要支援者）に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地
- (3) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (4) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (6) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 自主防災組織及び住民組織を通じた広報

2 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員（税務町民課住民係、保健福祉課しあわせ係（民生対策部 厚生班））や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

第5 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難所等や備蓄等、防災に関する諸活動

の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮する。

第6 避難誘導体制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるような適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努める。

そのため、職員は、「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第5章 第5節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導体制の整備に当たって、次のとおり実施する。

1 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導体制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、総務財政課 まちおこし係、広報広聴係、古丹別支所（総務財政課 情報避難対策班）の統括のもと、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるように整備する。

特に要配慮者（避難行動要支援者）、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

- (2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始する。

- (3) 避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者（避難行動要支援者）の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

2 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

3 避難情報の伝達体制の整備

町は、避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。
- (5) 防災行政無線により伝達する。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制及び避難場所等の指定・整備

町は、避難行動要支援者が適切に避難できるよう次の点に留意し、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、行政区、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立に努める。

その際、掌握した避難行動要支援者名簿等を避難等、災害応急対策に利用する場合でも、個人情報扱いには十分留意する。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(2) 避難準備情報の活用

町は、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、避難準備情報を活用する。

特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む避難行動要支援者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、地域住民をはじめ、自主防災組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について予め定めておく。

また、学校、保育所（園）、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。

特に保育所（園）等では、職員のほとんどが女性であるため、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所、避難所、避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のためのマンパワーの確保など、避難所における避難生活に配慮する。

5 避難路の安全確保

町は、避難場所、避難所への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所、避難所へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努める。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における※要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「要配慮者避難支援プラン」により、支援体制を整備する。

※ 要配慮者

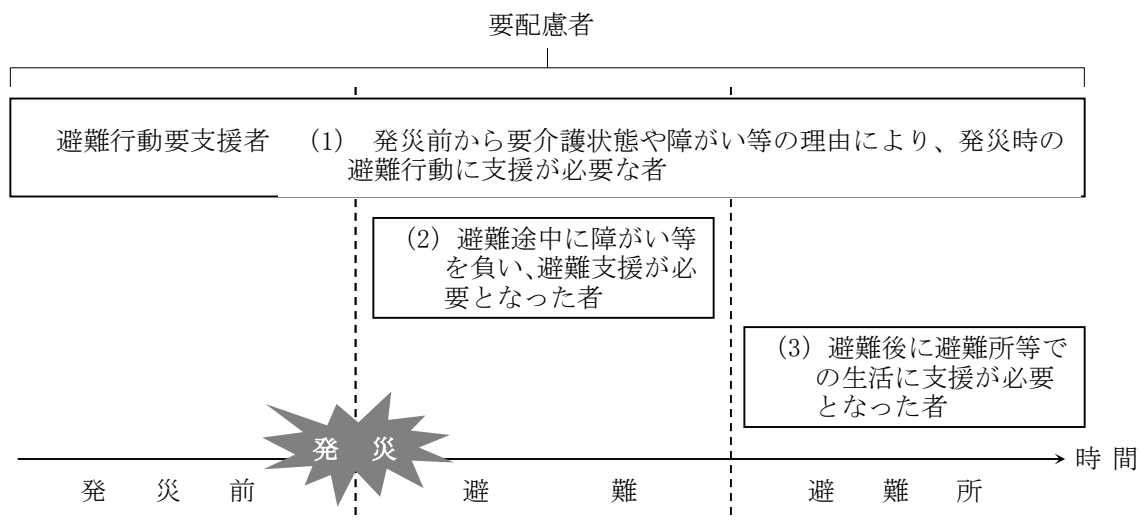
必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等が挙げられる。

第1 基本的な考え方

要配慮者については、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って整理すると、次の(1)～(3)のように分類される。

図表 避難行動と避難生活における要支援者支援（概念の整理）



資料：災害時要支援者の避難支援に関する検討会報告書（平成25年3月）をもとに作成

こうしたことから、上記に示す要配慮者のうち、※避難行動要支援者については、発災前から要介護状態や障がい等の理由により、発災時の避難行動に特に支援が必要な者として、避難支援、安否確認等、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する措置を講じるために、予めその把握に努めることが重要である。

※ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、特に支援が必要な人々。

第2 安全対策

災害発生時には、避難行動要支援者を含む要配慮者が被害を受けるけやすく、情報を入手しにくく、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、住民組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

また、大規模災害時には、通信途絶に伴い電話等の活用が不可能になることから要配慮者

の保護、安全確認について地域住民及び福祉ボランティア団体等の協力援助体制のあり方とその役割を明確にするように努める。

1 要配慮者の実態把握及び体制の整備

町は、総務財政課 交通防災係（総務対策部 総務班）及び関係する部署との連携のもと、住民組織及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努める。

(1) 要配慮者の実態把握

町は、要配慮者について、予めその実態を把握しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者の範囲については以下の者とし、状況に応じて対象者の範囲を拡大する。

ア 高齢者等

- (ア) 要介護3以上ので、在宅で生活する者
- (イ) 寝たきり高齢者及び認知症高齢者
- (ウ) 一人暮らし高齢者
- (エ) 高齢者夫婦等世帯の高齢者

イ 障がい者

- (ア) 身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」の者
- (イ) 療育手帳判定基準の障害程度「最重度（A1）及び重度（A2）」の者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者

ウ その他町長が必要と認める者

また、作成する避難行動要支援者名簿は、避難支援、安否確認等、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する措置を講じるために、次に掲げる事項を記載又は記録する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ アからカに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項
なお、避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずるとともに、同意を得る際に十分な説明を行うほか、同意能力のない者に

対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

毎年内容を確認し、変更がある場合は更新を行う。

ただし、要支援者の死亡、住所変更が判明した場合及び避難支援等関係者を変更する必要が判明した場合は、その都度更新を行う。

(5) 緊急連絡体制の整備、避難行動要支援者の把握

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

そのために必要となる避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、民生委員をはじめとする各種相談員や福祉団体など関係団体などからの情報収集を行う。

(6) 避難体制の確立

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者に対する避難誘導等の方法や避難支援者等を定めておく。特に避難行動要支援者に対しては、災害発生時に可能な範囲で避難行動要支援者のもとに駆け付け、情報伝達や安否確認、避難誘導する役割を担う避難支援等関係者（地域住民、民生委員、消防団員、町内会役員、関係団体等）を地域の実態により年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を得て、決めるよう努める。

ただし、災害発生時において、避難行動要支援者にあつては、地域支援者の任意の協力により行われるものであり、地域支援者の不在や被災等により支援が困難となる場合があることを十分に説明する。

また、避難支援等関係者は、自らの安全を確保した後に避難支援を行うこととし、支援ができなかったとしても責任を伴うものではない。

(7) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(8) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿の原本は福祉担当部署が保管し、防災担当部署が全体を、避難支援等関係者（近隣住民、民生委員、消防団員、町内会役員等）が所管分をそれぞれ保管する。

(10) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(11) ※福祉避難所の指定

また、町は、避難所や※福祉避難所の指定に当たっては、地域の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

※ 福祉避難所

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所。本町では、指定はないが、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受入れを行う二次避難所として開設する。

(12) 防災教育・訓練の充実等

町は、要配慮者自らの対応能力を出来るだけ高めるために、要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 避難行動要支援者に対する避難誘導體制

浸水想定区域内に位置する避難行動要支援者が利用する施設については、円滑・迅速な避難を確保する必要があることから、災害が起きるおそれがある場合、町は、次のとおり情報伝達を行う。

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、住民組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立に努める。

その際、掌握した避難行動要支援者名簿等を避難等、災害応急対策に利用する場合でも、個人情報扱いには十分留意する。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(2) 避難準備情報の活用

要配慮者が安全に避難できるよう、避難準備情報を活用する。

特に、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む避難行動要支援者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、住民をはじめ、住民組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、予め定めておく。

また、学校、保育所（園）、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所（園）や介護事業所等では、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難所等や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保するな

ど、避難所における避難生活に配慮する。

3 要配慮者施設への情報伝達

浸水想定区域内に位置する要配慮者が利用する施設については、円滑・迅速な避難を確保する必要があることから、洪水によって災害が起きるおそれがある場合、町は、次のとおり情報伝達を行う。

(1) 情報伝達の方法

町は、次のいずれかの方法により洪水情報等の伝達を行う。

- ア 電話による伝達
- イ 防災行政無線による伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ ラジオ、テレビ放送等による伝達
- オ 伝達員による個別伝達

4 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下、施設相互間並びに他の施設、地域住民及びボランティア組織等により、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立し、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第3 援助活動

町及び道は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 苫前町の対策

(1) 要配慮者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接町等へ応援を要請する。

2 道の対策

道は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、町への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第4 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、住民登録等、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

1 多言語による広報の充実

2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、次のとおりである。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 苫前町、北海道及び防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、要配慮者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震、津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が可能となるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防ぎよに関する計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する町中心部や、避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、準防火地域・防火地域の指定に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

そのほか、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行う等の予防対策を講じる。

第2 文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害を防ぎよし、その被害を軽減することである。

そのための対策は、次のとおりである。

第1 消防体制の整備

北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第2 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第31節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他町、他都府県及び国へ応援を要請する。

なお、町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接する各町からの応援を必要とするときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく申し合わせ事項により出動を要請する。

その他、海上での船舶消火では、「留萌海上保安部と北留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定」より出動を要請する。

資料編〔条例・協定等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料26） ・災害時における北海道及び町相互の応援に関する協定（資料27） ・北海道広域消防相互応援協定（資料28） ・留萌海上保安部と北留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定（資料29）
-------------	---

第3 北留萌消防組合消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「北留萌消防組合消防計画」による。

なお、消防力の現況については、資料5のとおり。

資料編〔消 防〕	・消防力の現況（資料5）
----------	--------------

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るために必要な計画は、次のとおりである。
 なお、水防活動実施に当たっては、町、道及び北留萌消防組合、消防団、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携のもとに実施する。

第1 水防区域等

町内河川のうち、水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域は、資料8・9のとおりである。

資料編〔災害危険箇所等〕

- ・水防区域（資料8）
- ・市街地における低地帯の浸水予想区域（資料9）

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

2 予防対策

- (1) 警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。
 - ア 当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達を定める。
- (4) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講

じ、水防体制の確立を図る。

- (5) 町は、民間事業所や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図る。

3 ゲリラ豪雨、集中豪雨等への対応

ゲリラ豪雨については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に各雨量観測所雨量情報を活用し、記録的豪雨に関する警報発令、又は1時間の雨量60mm程度以上が10分間以上継続した場合(10分間で10mm程度以上)には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、町域の浸水危険箇所の通行止め等の処置をとる。

なお、前線の低気圧等による大雨又は局地的な豪雨(集中豪雨等)については、発生時の雨水流出抑制対策として、予め次のような対応を図る。

- (1) 集中豪雨等に対して、治水対策による整備のみでは、効果的な浸水抑制が見込めない場合も考えられるため、多様な主体と連携し、効率的に浸水被害の最小化を図る。
- (2) 水田等においては、集中豪雨等の際、洪水被害を軽減、あるいは抑制するするために、水田等から雨水をゆっくり排水する等、農業従事者及び関係団体等へ予め協力を要請する。

第3 国の水防活動(特定緊急水防活動)について

国土交通大臣は、洪水、高潮等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- (1) 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第4 水防計画

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下、本節において「法」という。)第33条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防ぎよにより被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法等に定める関係機関及び住民等の責務の大綱は、次のとおりである。

- (1) 町(水防管理者)

水防管理者(町長)は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

- (2) 留萌開発建設部・留萌振興局 留萌建設管理部

留萌開発建設部、留萌振興局 留萌建設管理部は、「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」のほか、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行い、町(水防管理団体)の行う水防活動が十分に効果を発揮できるよう努める。

2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理する。

3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」の定めに基づき、所轄する。

4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておく。

5 河川、堤防の巡視等

(1) 各分団は、洪水予報の通知を受けたときは随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を団長に報告し、団長は町長に報告する。

なお、水位が警戒水位に達したときは、北海道水防信号規則、第1信号により地域住民に周知する。

(2) 各分団は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。

(3) 各分団は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。

(4) 各分団は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。

(5) 樋門施設の管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分に発揮できるように努める。

ア 施設管理者は、気象警戒等の通知を受けたときは、水位の変動岸監視し、必要に応じて適正な操作を行う。

イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作について支障のないようにする。

ウ 操作要領には、次のことを定める。

(ア) 目的

(イ) 点検整備要領

(ロ) 操作員氏名

(ハ) 操作の時期及び通報

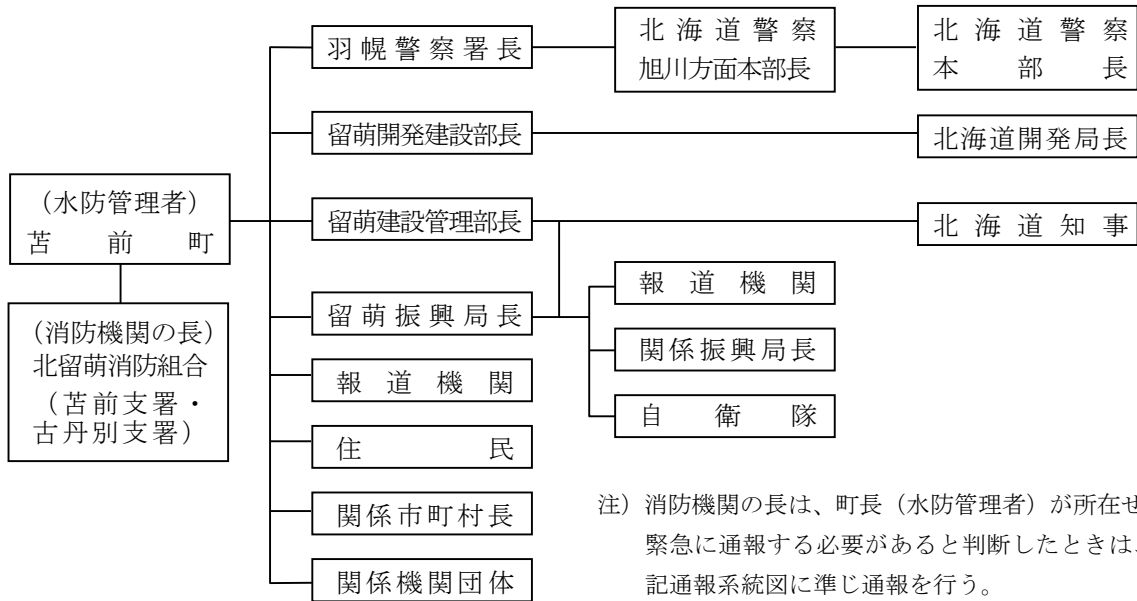
(ニ) 操作に関する記録及び報告

(ホ) その他

6 決壊・越水の通報

堤防等が決壊した場合、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報する。

(1) 堤防等の決壊通報系統図



(2) 決壊後等の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生した場合においても、水防管理者、消防機関の長及び消防団、水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

7 避難及び立退き

水防管理者（町長）は、堤防等が決壊した場合、又は破堤の恐れがあるときは、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところによる。

8 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号		●休止 ●休止 ●休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
出動 第1信号		●●●●●●●● ●●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
出動 第2信号		●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
危険信号 (避難・立ち退き)		乱打	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること
 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない
 3. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること

9 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料15のとおりである。

なお、町は、町は水防協力団体と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

10 非常監視及び警戒

水防管理者（町長）は、町内の水防区域内を巡視、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意すること
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水及び放水路付近の状況
 - オ 樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ

11 非常配備体制

- (1) 水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。

- ア 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
- イ 水防管理者（町長）が水防活動を必要と判断したとき
- ウ 知事から指示があったとき

- (2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 組織計画」による。

水防管理者（町長）が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

12 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

- (2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

13 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大

を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。

その工法は概ね次のとおりである。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

14 事業所との連携

町は、町内の建設業者等へ水防協力団体として予め協力を要請する等、事業所との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

15 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

16 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

17 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに留萌振興局長に報告する。

- ア 消防機関を出動させるとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第4号様式）を翌月5日までに、留萌振興局長に2部提出する。

資料編【物資・資機材】	・ 防災資機材・救援備蓄物資保有状況（資料15）
【様式】	・ 水防活動実施報告（別記第4号様式）

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校及び保育所(園)や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施するほか、災害時における苫前町農業協同組合との連携を図る。

第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

竜巻からの身の守り方

- (1) 屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない。
 - イ 窓から離れる。
 - ウ カーテンを引く。
 - エ 雨戸・シャッターをしめる。
 - オ 地下室や建物の最下階に移動する。
 - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
 - キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
 - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (2) 屋外にいる場合
 - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
 - イ 橋や陸橋の下に行かない。
 - ウ 近くの頑丈な建物に避難する。
 - エ 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
 - オ 飛来物に注意する。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに実施する。

第1 苫前町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害の発生が予測される場合において、適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、食料、医療・助産、応急教育等について対策を講ずること。
- 8 除雪機械及び通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及びいっ水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施する。
 - ア 一般国道は、北海道開発局が行う。
 - イ 道道は、北海道が行う。
 - ウ 町道は、町が行う。

2 除雪作業の基準

(1) 北海道開発局

除雪作業については、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図り、大規模な通行止めが生じないように、また、一定程度の旅行速度が保たれるよう、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬排雪、歩道除雪、凍結防止剤散布ごとに以下のとおり実施する。

ア 新雪除雪

新雪除雪は、5cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。

なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。

イ 路面整正

路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保

が困難な状態となるおそれがあり、路面の平坦性を確保する必用のある場合に実施する。

ウ 拡幅除雪

拡幅除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場合に実施する。

エ 運搬排雪

運搬排雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想される場合等、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。

オ 歩道除雪

歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障がある場合に実施する。

エ 凍結防止剤散布

凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施する。なお、散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は20g/m²程度(湿潤式)を目安とする。

気温や地域に応じ焼砂等を使用するほか、地域で設定した散布量を適宜散布する。

(2) 北海道

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台以上/日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台以上1,000台未満/日	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台未満/日	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 町

町道の除雪は、町除排雪計画に基づくほか、次の要領で実施する。

ア 除雪業務の出動は、午前2時の時点で10cm以上(11月中及び3月10日から3月31日までは15cm以上)(冬季間一律)の降雪があった場合又は風雪により道路が塞がり交通に支障がある場合とし、午前8時頃までに全路線の作業を終了するように努めること。

但し、吹雪等で視界が悪い時は、この限りでない。

イ 豪雪時の除雪については、除雪優先路線を優先して行う。

3 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

(1) 第1次目標

期 間 11月から12月中旬

目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

(2) 第2次目標

期 間 11月から3月まで

目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 排雪作業

- (1) 道路管理者は、一般交通が著しく支障を来している場合に排雪作業を実施する。
- (2) 排雪作業に伴う雪処理については、雪捨場へ搬入によるものとし、特に次の事項に留意する。
 - ア 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。
 - イ 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、水があふれたりしないよう十分配慮する

5 警戒体制

- (1) 町は、気象官署の発する予警報及び現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、防災計画に定める非常配備体制をとる。
- (2) 町は、雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討しておく。

第3 避難救出措置等

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は、関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第4 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、なだれの発生が予想される箇所や降積雪時の適切な活動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整備する。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止にむけた普及・啓発を行う。

なお、町内のうち、雪崩予想区域は、資料13のとおりである。

1 住民への啓発・普及事項

- (1) なだれ危険箇所
- (2) 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止への注意

2 暴風雪等による被害防止にむけた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) 止むを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。
 - ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、け

- ん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。
- イ 地吹雪などにより、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。
- ウ 避難できる場所や救助を求められる人家が無い場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

資料編〔災害危険箇所等〕 ・雪崩予想区域（資料13）

第5 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節において「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、町水防計画に定めるもののほか、次のとおりである。

第1 苫前町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては旭川地方气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第4章 第1 災害危険区域等」に定める重要警戒区域及び他地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。
 - ア 町及び北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行う。
 - イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。
 - ウ 町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

エ 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知とともに、避難について収容施設の管理者と協議しておく。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 なだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。
- (2) がけ地等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化する。

4 交通の確保

- (1) 町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努める。
- (2) 町長及び道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 高波・高潮災害予防計画

高波・高潮による災害の予防対策については、次のとおりである。

第1 現況

本町内の高波・高潮による浸水危険区域は「第4章 第1 災害危険区域等」の定めによる。
(資料12)

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 高波・高潮・津波等危険区域 (資料12)

第2 苫前町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

※ なお、水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報の伝達は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画 第1の4の(3)水防警報」の系統により行う。

第16節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1 現況

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は無い。
- 2 危険区域は、「第4章 第1 災害危険区域等」の定めによる。（資料10・11）

資料編〔災害危険箇所等〕 ・地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険渓流（資料10）
 ・山地災害危険地区（資料11）

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施する。

1 地すべり・がけ崩れ等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努める。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

2 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検を行う。

また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第4 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画 第1の5 土砂災害警戒情報」に示すとおりである。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象ではないことに留意する。

第5 土砂災害等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害等による、避難勧告等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒巡視、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

1 避難勧告等の発令基準

がけ崩れ等の発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すと言われており、大雨により土砂災害の危険度が高まった町に対しては、気象庁から土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

以上のことから、避難勧告等を発令する判断基準については、次のとおりである。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

避難情報	判断基準
避難準備	ア 「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ1時間雨量が 20mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 イ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき
避難勧告	ア 「土砂災害警戒情報」が発表された場合。 イ 降り始めてからの雨量が 100mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 ウ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
避難指示	ア 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

2 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災行政無線及び広報車等により周知を行う。

3 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び「第4章 13節 雪害予防計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 苫前町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること

2 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 羽幌警察署

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難を指示できないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施する。

第3 道路交通の確保

1 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 町は、一般国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 町は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所等、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努め

るほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空や家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

第18節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「第4章 第2節 防災訓練計画 第7 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図る。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節において「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化などに努める。

1 苫前町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を留萌振興局長に報告する。
- (2) 町長は、気象等警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。
- (3) 町内会長等は、地域内の住民と協力して警戒に当り、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

2 災害時の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部設置

ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により留萌振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（留萌振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（留萌振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事（留萌振興局長経由）に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

消防庁への直接即報基準

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 航空機火災 イ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ウ トンネル内車両火災 エ 列車火災
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの、負傷者が5名以上発生したもの イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい等 エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路全面通行禁止等の措置を要するもの オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	原子力災害等	ア 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの イ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ウ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの エ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報		○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機等による救急・救助事故 イ バスの転落による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報		○ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報		○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ○ 津波の死者又は行方不明者が生じたもの ○ 風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	03-5353-7527
	FAX	03-5353-7537
		03-5253-7777
		03-5253-7553

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

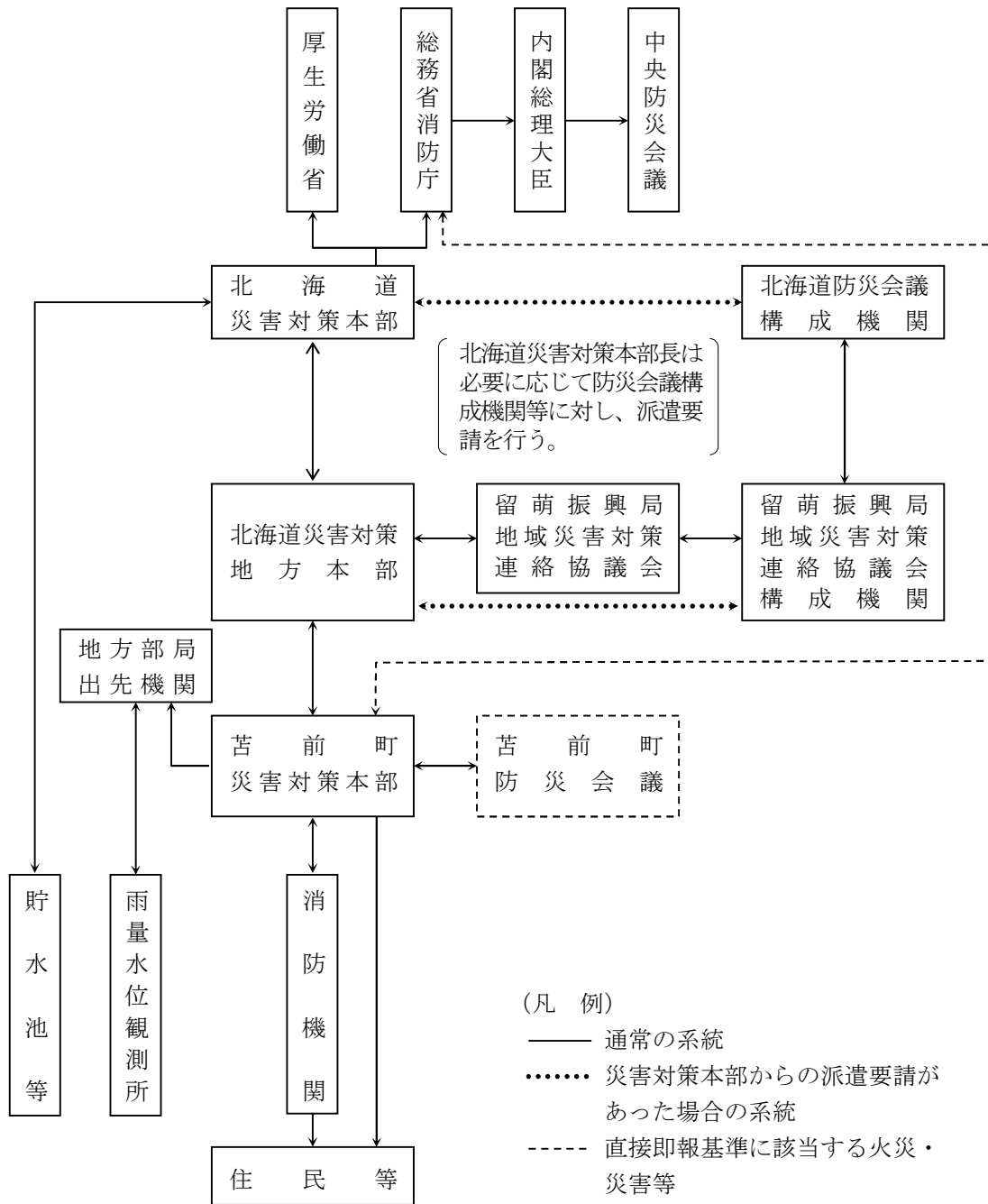
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）	
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553

被害状況等の報告【北海道・留萌振興局報告先】

回線	区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道留萌振興局 地域政策部地域政策課
NTT 回線		011-204-5008	0164-42-8426
		011-231-4314 (FAX)	0164-42-2596 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク （道防災無線）		町、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6210-22-729	町、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6410-4893

(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

4 災害情報等連絡系統図



災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を留萌振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別記第5号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第6号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料20のとおりとする。

資料編〔応急・復旧〕	・被害状況判定基準（資料20）
〔様式〕	・災害情報（別記第5号様式）
	・被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第6号様式）

第2節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

(1) 災害時優先電話

住民からの電話等による^{ふくそう}輻輳を避けるため、職員・関係団体は災害時優先電話の使用を徹底する。

(2) 非常扱いの通話（非常通話）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

(3) 緊急扱いの通話（緊急通話）

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

(4) 非常通話・緊急通話の利用方法

ア 102番（局番なし）をダイヤルしNTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

(ウ) 通話先の電話番号を告げる。

(エ) 通話内容を告げる。

ウ NTT コミュニケータが一度切って待つよう案内する。

エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(5) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間

通話の内容	機関等
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(上記の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(上記の表、本表1～4(2)に掲げるものを除く)相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報(非常電報)

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報(緊急電報)

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

- (ウ) 届け先、通信文等を申し出る。
- (4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等
- ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

- イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3 無線通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる無線通信施設は、概ね次のとおり。

(1) 本町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

- (ア) 地上系無線と衛星系無線の2ルート
- (イ) 端末局、ファクシミリは、本庁舎2階に設置
- (ウ) 本庁内線電話により受発信可能

イ 防災行政無線

- (ア) 固定系親局 1局 (本庁舎2階)
- (イ) 移動局基地局 1局 (本庁舎2階)
- (ウ) 中継局 3局 (古丹別、三豊1、三豊2)
- (エ) 遠隔制御局 1局 (本庁舎2階)
- (オ) 固定系屋外子局 26局 (町内沿岸部、河岸部地域)
- (カ) 陸上移動局 2局 (車載用局)
- (キ) 戸別受信機 全戸 (内沿岸部、河岸部地域)

ウ 衛星通信

- (ア) 衛星携帯電話 2回線 (010-870-776303472/010-870-776302764)

エ 消防無線

4 その他の通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

(1) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(2) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局 (パトカー) 等を経て行う。

(3) 北海道電力（株）の専用電話による通信

北海道電力（株）留萌羽幌営業所及び羽幌営業所等を経て行う。

(4) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の(1)から(3)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

5 通信途絶時等における連絡方法

上記1～4までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 町の対応

町は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害広報計画

災害時には、被災地住民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

本町及び防災関係機関が行う災害広報についての計画は、次のとおりである。

第1 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

なお、実施に当たっては、民生対策部 厚生班（保健福祉課 しあわせ係）が、要配慮者への伝達に十分配慮するほか、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法による。

- (1) 総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、町長（本部長）の承認を得て、総務対策部長（総務財政課長）がこれに当たる。

なお、災害対策本部における発表責任者、広報対象及び伝達方法は、次表に定めるとおりとする。

主管 対策 部 班	発表責任者	広報対象	伝達方法
総 務 対 策 部	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	正 総務対策部長 副 情報避難対策班長	地域住民及び被災者	広報車、消防署からの放送又は地区別情報連絡責任者による
	正 総務対策部長 副 総務班長	対策本部職員	庁内放送
		防災関係機関及び公共的 団体並びに関係施設等	電話無線又は伝達員

(2) 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況

- エ 町における応急対策の状況
 - オ 住民及び被災者に対する注意及び協力要請
 - カ 本部の設置又は廃止
 - キ 救助法適用の有無
- (3) 住民に対する広報の方法及び内容
- ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行う。
 - (ア) 町広報車の利用
 - (イ) 新聞、テレビ及びラジオの利用
 - (ウ) 町広報紙の利用
 - (エ) 町ホームページの利用
 - (オ) チラシ等印刷物の利用
 - (カ) 防災行政無線の利用
 - (キ) 防災情報のメールサービス
 - イ 広報事項の内容
 - (ア) 災害に関する情報及び注意事項
 - (イ) 災害応急対策とその状況
 - (ウ) 災害復旧対策とその状況
 - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
 - (オ) その他必要な事項
- (4) 庁内連絡

総務対策部 総務班（総務財政課 交通防災係）は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内 LAN 等を利用して職員に周知する。

3 災害情報速報の作成及び活用

総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）は、広報活動の効率的な実施のため、災害情報速報（別記第7号様式）を作成し、活用を図る。

4 各関係機関に対する周知

総務対策部 総務班（総務財政課 交通防災係）は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

5 広聴活動

総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）は、災害の状況により必要と認めるときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設する等、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部（関係各課）及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

資料編〔様式〕 ・災害情報速報（別記第7様式）

第2 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

第3 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- 2 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第17条及び第21条）
- 3 消防長、消防署長等（消防法第29条）
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- 6 知事（基本法第70条）
- 7 警察官等（基本法第63条第2項）
- 8 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

第2 従事命令等の実施

基本法第71条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、資料編別記第8号様式 公用令書等（別表第1～6号様式）を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第8号様式 別表第6号様式）に定める証票を携帯しなければならない。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第8号様式、別表第1号様式～第6号様式）

第3 町等の実施する応急措置

1 警戒区域の設置

- (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官は、町(町長の委任を受けた町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。
この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- (4) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (5) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (6) 知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行う

ことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。

2 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節において「物件」という。）を使用し、若しくは収用する。

この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとる。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下、本節において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を苫前町公告式条例（昭和63年6月28日条例第9号）を準用して、庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとる。

- | | |
|----------|-------------|
| ア 名称又は種類 | エ 処分の期間又は期日 |
| イ 形状及び数量 | オ その他必要な事項 |
| ウ 所在した場所 | |

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

4 他の町長等に対する応援の要求（基本法第67条、資料27）

- (1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の町長等に対し応援を求める。

- (2) 町長は、他の町長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
- (3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた町長等の指揮の下に行動する。

5 知事に対する応援の要求等（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

6 北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料30）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料27）
・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料30）

7 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- (2) 水防管理者（町長）及び消防職員の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、町内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第5章 第36節 災害救助法の適用と実施」に定めによる。

第5節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置についての計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任及び措置内容

1 実施責任

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、次により避難の勧告又は指示を行う。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化するために、避難勧告及び避難指示のほか、避難準備情報を必要に応じて伝達する。

(1) 町長

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの勧告（指示）、立退先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに留萌振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする）。

また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請する。

イ 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

ウ 水防管理者（町長）が、避難のための立退指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員

ア 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、地すべり以外の災害においても町が行う避難、立退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ 留萌振興局長は、町長から避難のための立退勧告、指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章 第9節 輸送計画」により、関係機関に協力要請する。

(3) 警察官又は海上保安官

ア 警察官又は海上保安官は(1)のアにより町から要請があったとき、又は町長が立退指示ができないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知する。

イ 災害による危険が切迫したとき、警察官又は海上保安官は、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等

イ 他人への土地等への立入

ウ 警戒区域の設定等

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等

オ 住民等への応急措置業務従事命令

第2 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知に当たっては、広報担当である総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）が、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署等、関係機関の協力を得て、当該地域の住民等に対し、次の事項について速やかに周知徹底を図る。

1 周知内容

(1) 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容

(2) 避難場所及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする。

(食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

2 周知方法

広報担当である総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）は、次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。場合によっては、2つ以上の方法を併用し、周知する。

(1) 防災行政無線による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線により、伝達する。

(2) 広報車による伝達

町・北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署・羽幌警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

(3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し勧告・指示を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(4) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難の勧告又は指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想される時は、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(6) 地域への伝達依頼

町内会及び住民組織等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号による。

区分	方法	サイレン	摘要
危険信号 (避難・立退き)		●一休止 1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

3 避難勧告等の発令基準

避難準備情報又は避難の勧告・指示の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、町が発令する。

(1) 避難準備情報

要配慮者（避難行動要支援者）など、避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は、次のとおりである。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	古丹別川 三毛別川	ア 水位観測地点の水位が水防団待機水位に達し、一定時間後には、氾濫注意水位を超えると予想される時。
	その他の河川	ア 町域における大雨注意報（1時間雨量25mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 イ 町域における洪水注意報発表後（流域雨量指数基準：古丹別川流域=14、三毛別川流域=14、チエボツナイ川流域=7）も引き続き降雨が予想され、河川巡視の際、著しい増水がみられたとき。 ウ ア～イの状況等を総合的に判断し、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
土砂災害		ア 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき イ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される時。 ウ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
その他の災害		ア 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次のとおりである。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	古丹別川 三毛別川	ア 水位観測地点の水位が避難注意水位に到達し、一定時間後には、避難判断水位に到達すると予想される時。 イ 河川氾濫のおそれがあるとき。 ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	ア 町域における大雨警報（1時間雨量50mm）及び記録的短時間大雨情報（1時間雨量90mm）、特別警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 イ 町域における洪水警報発表後（流域雨量指数基準：古丹別川流域=21、三毛別川流域=17、チエボツナイ川流域=9）も引き続き降雨が予想され、河川巡視の際、著しい増水がみられたとき。 ウ ア～イの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させるさせておく必要があると判断される時。
土砂災害		ア 「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 イ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 ウ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3) 避難指示

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものであり、その基準は、次のとおりである。

なお、事前避難のいとまのない場合は、至近の安全な場所に緊急避難させること。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	古丹別川 三毛別川	ア 氾濫危険水位に到達するとき。 イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)
	その他の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断される時。
土砂災害		ア 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断される時。

第4 避難誘導・避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 まちおこし係、古丹別支所）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たる。

また、町職員、消防職員、消防団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 避難行動要支援者への配慮

自力避難の困難な避難行動要支援者を避難させる場合には、優先的に誘導するよう配慮する。また、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

3 避難経路の設定

町は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

4 避難方法

(1) 小規模な場合

ア 避難は、各戸に行くことを原則とするが、必要に応じて地区単位、又は町内会単位で行う。

イ 避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合や車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「第5章 第9節 輸送計画」により、避難者の輸送を行う。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道（留萌振興局）に対し応援を求めて実施する。

第5 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たって、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第6 避難所

1 避難場所の指定

町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し、次のとおり広域避難場所及び避難所（以下、本節において「避難場所」という。）を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避

難場所として開設する。(資料16)

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(1) 広域避難場所及び避難場所

広域避難場所及び避難場所は、大火災が延焼拡大し、危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所とする。

原則として避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、小中学校等グラウンドとする。

(2) 避難所

避難所は、大雨、高潮、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、津波、大火災などにより、家屋を喪失、若しくは喪失するおそれがある場合に、避難者を収容するための施設であり、一時的な避難の場合1人当たり1平方メートル、長期的な避難の場合1人当たり最低限2平方メートルを確保する。

また、避難所指定に当たっては、原則として風水害時は浸水想定区域外の避難所を地震災害時には耐震補強された施設を指定する。

なお、浸水想定区域内の避難所については、気象等の状況に応じて、町内の浸水想定区域外の避難所へ集団避難する際の一時集合場所として活用する場合も想定する。

2 避難所の開設・運営管理

(1) 町(民生対策部 厚生班(税務町民課 住民係))は、各避難所の適切な運営管理を行う。

その際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民組織等の協力が得られるように努め、必要に応じ、他の町やボランティア団体等に対して協力を求める。

(2) 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(3) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なものとなるよう、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

その他、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(5) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(6) 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既

存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

3 避難所の周知方法

住民に対し、平常時から避難所を周知するため、広報紙、ハザードマップ等を活用して、住民に周知する。

資料編〔避難場所〕 ・ 避難所（資料16）

第7 避難場所の開設状況の記録

町は、避難所における収容状況及び「第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

- (1) 避難者世帯名簿（別記第9号様式）
- (2) 避難所収容台帳（別記第10号様式）
- (3) 避難所設置及び収容状況（別記第11号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第12号様式）

資料編〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所世帯名簿（別記第9号様式） ・ 避難所収容台帳（別記第10号様式） ・ 避難所設置及び収容状況（別記第11号様式） ・ 救助種目別物資受払簿（別記第12号様式）
---------	--

第8 道（留萌振興局）に対する報告

1 町長が、避難の勧告・指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（留萌振興局長経由）に報告する。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 発令者 | (4) 避難の対象区域及び当該地区人員 |
| (2) 発令日時 | (5) 避難先 |
| (3) 発令理由 | (6) 避難対象人員（対象地区の全住民が避難の場合は除く） |

2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（留萌振興局長）に報告する。

- (1) 避難場所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
- (4) 炊き出し等の状況

第9 関係機関への連絡

町長が避難の勧告、又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

- (1) 羽幌警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第10 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の町における一時的な滞在（以下、本

節において「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認める町長(以下、本節において「協議元町長」という。)は、道内の他の町長(以下、本節において「協議先町長」という。)に被災住民の受け入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在を協議する場合、協議元町長は、予め知事へ報告する。
但し、予め報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する。
- (3) 協議元町長、又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先町長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元町長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
なお、協議先町長は必要に応じて、知事に助言を求める。
- (4) 協議元町長は、協議先町長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 協議元町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先町長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (6) 協議先町長は、協議元町長より道内広域一時滞在の必要がなくなるとの旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、当該町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町長に引き継ぎを行う。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外の他の町における一時的な滞在(以下、本節において「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認める協議元町長は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該町を含む都府県知事(以下、本節において「協議先知事」という。)に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求める。
- (2) 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。
ただし、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (3) 協議元町長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。
また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 協議元町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (6) 協議元町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関する機関等に通知し、公示するとともに内閣理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の町に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の町における連携に配慮する。

第6節 救助救出計画

災害時によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出活動についての計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 苫前町

(1) 町長（救助法を適用された場合を含む。）は、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署、羽幌警察署等の協力を得て、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部（苫前町分区）の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接町、道等の応援を求める。

(2) 町長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請計画」の定めにより、知事（留萌振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署、羽幌警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

2 救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山くずれ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第12号様式）
- (2) 被災者救出状況記録簿（別記第13号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第12号様式） ・被災者救出状況記録簿（別記第13号様式）
---------	--

4 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置し、救助救出活動を実施する。

第7節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、羽幌警察署及び留萌海上保安部が実施する警戒及び警備についての計画は、北海道地域防災計画及び次のとおりである。

第1 北海道警察（羽幌警察署）

北海道警察（羽幌警察署）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等、次のような応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

1 災害の予警報の伝達に関する事項

- (1) 羽幌警察署長は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置する。
- (2) 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

2 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行う。

(2) 町長の要請により行う事前措置

羽幌警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有する。

4 災害時における広報に関する事項

羽幌警察署長は、住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行う。

5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告、又は指示を行った場合は、町長に連絡する。
- (2) 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告、又は指示を行う場合は、「第5章 第5節 避難対策計画」に定める避難先を示す。
但し、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知し、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

- (3) 避難の誘導に当たっては、町、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

6 救助に関する事項

羽幌警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の見分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力する。

7 応急措置に関する事項

- (1) 羽幌警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。
- (2) 羽幌警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知する。
この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行う。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 羽幌警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図る。
- (2) 羽幌警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設、又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と打合せにより決定する。

第2 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第8節 交通応急対策計画

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

町が管理する道路で災害が発生した場合は、町長が、道路の復旧に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署

(1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 消防職員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第4項)

3 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第2項)

4 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の指導等を行う。

5 北海道開発局（留萌開発建設部 羽幌道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

6 北海道（留萌建設管理部 羽幌出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

7 自衛隊（陸上自衛隊 第2師団留萌駐屯部隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

8 一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び羽幌警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関

係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳^{ふくそう}が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

- (1) 知事（留萌振興局長）又は北海道公安委員会（羽幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

- (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（留萌振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

- (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料17・18）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

- (4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- (ハ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

- (ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- (ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

- (ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

- (ト) 緊急輸送の確保に関する事項

- (チ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機

関等の活動のために専用で使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、北海道公安委員会（北海道警察）を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

(1) 規制対象除外車両等

- ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
- エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること
 - (ア) 道路維持作業用自動車
 - (イ) 通学通園バス
 - (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - (エ) 電報の配達のため使用する車両
 - (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
 - (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

資料編〔通信・輸送〕 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両確認証明書（資料17） ・緊急通行車両標章（資料18）
--

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節において「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

道では、災害時に輸送路を確定するため、第 1 次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第 2 次輸送確保道路（町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第 3 次緊急輸送道路を指定している。

本町においては、次のとおり輸送確保路線として指定している。

その他、苫前漁港を核とした海路につながる路線の早期復旧に努める。

(1) 第 1 次輸送確保路線

国道 232 号

(2) 第 2 次輸送確保路線

国道 239 号 道道苫前港線 町道夕陽ヶ丘線

(3) 第 3 次輸送確保路線

町道旭長島線

3 苫前町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（庁舎、自衛隊指定のヘリポート、避難所等）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、羽幌警察署と連携のもと、「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去及び苫前漁港を核とした海路機能の確保を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第9節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための方法及び範囲等についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

災害時輸送は、町長が、防災関係機関の協力を得て行う。（基本法第50条）

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送等の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社 札幌支店

自動車による輸送を実施する。

4 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 苫前町

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行う。

また、実施に当たっては、総務対策部 総務班（総務財政課 管財係）を中心に、関係する各部班と連携して行う。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行う。

なお、労務供給は、「第5章 第28節 労務供給計画」により措置する。

(3) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第29節 消防防災ヘリコプター等活用計画」及び「第5章 第30

節「自衛隊派遣要請計画及び派遣活動計画」により、航空機等を利用した輸送を行う。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講ずる。

3 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は海運送事業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

自動車運送事業者、港湾運送事業者及び海運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により輸送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

第3 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かかわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 輸送記録簿（別記第14号様式）
- (2) 輸送関係物資受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第12号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第12号様式） ・輸送記録簿（別記第14号様式）
---------	---

第10節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

知事（道）は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

必要に応じて、食料の調達及び供給について、道との連絡調整を実施する。

第2 食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第3 食料の供給

1 苫前町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から直接行う。

また、町において調達が困難な場合には、留萌振興局長を経由して知事に要請する。

なお、実施に当たっては、民生対策部 厚生班（税務町民課 住民係及び保健福祉課 しあわせ係）を中心に、関係する各部班と連携して行う。

2 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。

その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

第4 供給輸送の方法

食料の輸送に当たり、車両等の輸送施設を必要とする場合は、「第5章 第9節 輸送計画」により措置する。

また、労務者を必要とする場合は、「第5章 第28節 労務供給計画」により措置する。

第5 食料の供給対象者及び需要の把握等

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は、民生対策部 厚生班（税務町民課 住民係及び保健福祉課 しあわせ係）が把握し、総務対策部 財政班（総務財政課 経理契約係）が調達を行う。

なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部 財政班（総務財政課 経理契約係）がとりまとめて調達を行う。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の部班の応援を受け、民生対策部 厚生班（税務町民課 住民係及び保健福祉課 しあわせ係）が次のとおり行う。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会及び住民組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第6 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、民生対策部長（税務町民課長及び保健福祉課長）は、当該部班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、苫前町日赤奉仕団（苫前町分区）、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行う。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要がある場合は、留萌振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第15号様式）
- (2) 炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第12号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第12号様式） ・炊き出し給与状況（別記第15号様式）
---------	--

第11節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確認し、企業団が給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水に当たる。

第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第3 給水の実施

1 給水の方法

給水の実施に当たっては、建設対策部 上下水道班（建設課 水道係）が行う。

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水用資機材給水用資機材（給水タンク・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

(3) 浄水装置による給水

上水道施設の被災が大きい場合等、輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(4) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、概ね3リットルとする。

3 住民への周知

給水に当たっては、防災行政無線及び広報車の巡回等により、住民に周知する。

- (1) 給水拠点の場所及び給水方法
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) その他必要事項

4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第16号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第12号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔様式〕 ・救助種目別物資受払簿（別記第12号様式）
 ・飲料水の供給簿（別記第16号様式）

第4 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第5 給水施設等の現状

1 給水資機材

応急給水袋	3,500袋（1袋6リットル入り）
-------	-------------------

2 配水池保有水量

施設名	保有水量
苫前配水池	1,475m ³
臨海配水池	252m ³
三溪配水池	30m ³

第6 給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努める。

第7 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他町又は道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第12節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

1 実施責任

町長が実施する。

2 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な故障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急復旧の実施は、担当である建設対策部 上下水道班（建設課 水道係）が行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他町等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

3 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）が広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道及び集落排水

1 実施責任

町長が実施する。

2 応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

なお、応急復旧の実施は、担当である建設対策部 上下水道班（建設課 下水道係）が行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他町等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（水深を深くするために土砂を掘削すること）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

3 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）が広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第13節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

(1) 物資の調達、輸送

物資の調達、輸送は、調達を総務対策部 総務班（総務財政課 経理契約係）、輸送を建設対策部 土木班（建設課 土木係）を中心に、関係する各部班と連携し、次の点に留意して行う。

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めておく。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 物資供給の要領

1 対象者

町長が、給与又は貸与する対象者は、概ね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

町長が、被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第3 実施の方法

1 物資の調達及び配分

町は、担当である総務対策部 総務班（総務財政課 経理契約係）が、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

- (1) 物資の調達は、町内業者及び協定等を締結する業者等より調達するため、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、担当である民生対策部 厚生班（税務町民課 住民係及び保健福祉課 しあわせ係）が、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

3 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

4 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第17号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第18号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第19号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第20号様式）
- (5) 衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第12号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第12号様式） ・世帯構成員別被害状況（別記第17号様式） ・物資購入（配分）計画表（別記第18号様式） ・物資の給与状況（別記第19号様式） ・物資給与及び受領簿（別記第20号様式）
---------	--

第4 日本赤十字社北海道支部への災害救助物資の要請

日本赤十字社北海道支部が、り災者の救助用物資として備蓄しているものは、次のとおりであり、町は必要に応じ提供を要請する。

- (1) 毛布
- (2) 緊急セット
- (3) 拠点用日用品セット
- (4) 安眠セット（簡易寝袋）

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。

町においては、総務対策部 総務班（総務財政課 経理契約係）を中心に、関係する各部署と連携して行う。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第15節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力（株）は、次の対策を講ずる。

1 北海道電力（株）

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって応急対策を講ずる。

なお、停電状況及び復旧見込等を町又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

2 苫前町

町は、北海道電力（株）からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力（株）より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（留萌振興局長）へ派遣要請を依頼する。

第2 広域停電対策

本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、北海道電力（株）は復旧に全力をあげるとともに、町は、北海道電力（株）、道、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

1 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

北海道電力（株）は、本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに連絡する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

(ア) 町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。

(イ) 総務対策部 総務班（総務財政課 交通防災係）は、災害対策本部等を設置したときは、関係機関にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

(ウ) 総務対策部 総務班（総務財政課 情報管理係、管財係）は、情報システムの保全及び庁舎機能の確保に努める。

(エ) 総務対策部 総務班（総務財政課 交通防災係）は、信号機の停止等に対処するため、羽幌警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

(オ) 災害対策本部が設置された場合、「第3章 第1節 組織計画」に基づき、各部班

による応急救助等の対策を実施する。

イ 北海道電力（株）の活動体制

(ア) 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、北海道電力（株）の「防災業務計画」等に従い、迅速に復旧対策を行う。

(イ) 北海道電力（株）は町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

2 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合、町が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

(1) 北海道電力（株）の情報伝達

北海道電力（株）は、広域停電事故が発生した場合、停電状況、復旧状況等を定期的に災害対策本部に連絡する。

(2) 町の情報収集・伝達

ア 町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、北海道電力（株）に情報を提供する。

同時に北海道電力（株）からも、収集している情報を入手する。

イ 総務対策部 総務班（総務財政課 交通防災係）は、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行い、停電事故の状況を取りまとめて、道に報告する。

3 災害広報対策

(1) 北海道電力（株）は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。

(2) 総務対策部 情報避難対策班（総務財政課 広報広聴係）は、広報車、防災行政無線及びホームページ、防災メール等により、北海道電力（株）より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。

(3) 北海道電力（株）は、町及び道と連携し、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どの地区で、どの程度）等をテレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、広報車等を通して住民に伝達する。

4 被災者救出活動

(1) 救出・救助活動

町は、119番通報及び北留萌消防組合、医療機関等からの連絡等により、被害状況を的確に把握し、救助体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

(2) 救急活動

町は、町内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

5 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、停電時にも開設可能な公共施設を避難所等として開設し、避難者を収容する。

避難所等の開設及び管理運営は、「第5章 第5節 避難対策計画」に準ずる。

第16節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 応急対策

ガス事業者は、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

(2) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対する下記事項の啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

イ 災害の発生が予想されるときは前もってメーターコックの閉止をする。

2 災害発生時の対策

災害発生時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、羽幌警察署・北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第17節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施についての計画は、次のとおりである。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期(発災後概ね48時間以内)においては、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。
- 3 災害派遣医療チーム(DMAT)は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)
- 5 災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 実施責任

- 1 町長が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事(知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部)又は知事の委任を受けて町長が実施する。

第3 医療救護の対象

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長(町長)に通知する。

通知を受けた町長(本部長)は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部班(関係各課)に指示する。

第4 医療救護活動の実施

1 苫前町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、必要に応じ、留萌医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
要請する場合は、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因、及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (3) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、災害救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (5) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (6) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 協力機関等

- (1) 日本赤十字社北海道支部（苫前町分区）
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (2) その他の公的医療機関の開設者
公的医療機関の開設者は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

(3) 北海道医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料31)の定めるところによる。

(4) 北海道歯科医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」(資料32)の定めるところによる。

(5) 北海道薬剤師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(6) 北海道看護協会

道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に定める。

資料編〔条例・協定等〕

- ・災害時の医療救護活動に関する協定書(資料31)
- ・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(資料32)

第5 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署が実施する。

但し、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受け入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

なお、本町におけるドクターヘリ緊急離発着場(北留萌消防組合(消防本部)指定)は、次のとおりである。

施設名	所在地	着名地点からの方向距離	広さ	施設管理者	電話番号
苫前町役場駐車場	字旭 37-1	役場から 0.0 km	60m×40m	町	64-2211

施設名	所在地	着名地点からの方向距離	広さ	施設管理者	電話番号
苫前町農業協同組合 駐車場	字古丹別 203-1	役場から 10.0 km	55m×35m	苫前町農業協同組合	65-4411
施設名	所在地	着名地点からの方向距離	広さ	施設管理者	電話番号
国道 239 号霧立 除雪ステーション	字霧立 62	役場から 27.0 km	70m×45m	留萌開発建設部 羽幌道路事務所	64-2212

第6 苫前町内医療機関の現状

町内医療機関の現状は、次のとおりである。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
苫前厚生クリニック	古丹別187番地	0164-65-3535	内科・皮膚科
苫前クリニック	苫前236番地1	0164-64-9070	内科・外科・小児科

第7 救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するが、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第8 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。

但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第9 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 救護班活動状況（別記第 21 号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第 22 号様式）
- (3) 助産台帳（別記 23 号様式）
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第 12 号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 12 号様式） ・救護班活動状況（別記第 21 号様式） ・医療実施状況（別記第 22 号様式） ・助産台帳（別記第 23 号様式）
---------	---

第10 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第18節 防疫計画

災害時における被災地の防疫についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

- (1) 町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号。以下、本節において「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町長は、留萌振興局 保健環境部 保健行政室（留萌保健所）の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。
- (3) 防疫は、民生対策部 衛生班（保健福祉課 けんこう係）が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

第2 防疫の実施組織

1 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班をする。

班 長	班 員	防疫に必要な資機材
民生対策部 衛生班長	保健師、必要に応じて各部班より応援を求めたもの、保健所職員 等	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰(酸化カルシウム)

第3 感染症の予防

1 予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管理する道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

3 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5 生活水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底させる。

第4 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設において、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、食品衛生協会等の衛生管理組織と連携し、担当である民生対策部 衛生班（保健福祉課 けんこう係）は、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

留萌振興局 保健環境部 保健行政室（留萌保健所）等の指導のもと、担当である民生対策部 衛生班（保健福祉課 けんこう係）は、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底する。

第5 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事（留萌振興局長）が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

留萌家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防

液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

留萌家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

留萌家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

留萌家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2) 家畜の救護

留萌振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第19節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下、本節において「廃棄物等の処理」という。）の業務についてについての計画は、次のとおりである。

但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」による。

第1 実施責任

1 苫前町（羽幌町外2町村衛生施設組合）

(1) 廃棄物等の処理は、町（羽幌町外2町村衛生施設組合）が実施する。

但し、町（羽幌町外2町村衛生施設組合）のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。

(2) 死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

2 道

(1) 留萌振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。

(2) 道は、被災地の町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第2 廃棄物等の処理方法

町（羽幌町外2町村衛生施設組合）は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

実施に当たっては、担当である民生対策部 衛生班（保健福祉課 けんこう係）を中心に、関係する各部班と連携して行う。

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町（羽幌町外2町村衛生施設組合）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

(1) ごみ処理

ア 収集

(ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施する。

(イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

(ア) 処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (7) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、留萌振興局 保健環境部 保健行政室（留萌保健所）の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土する。

第20節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣町及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

(1) 留萌振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

(2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第2 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

2 災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。

3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第21節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 苫前町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、道の委任により町が実施する。

第2 応急対象実施計画（応急復旧対策）

町は、次の応急復旧対策を実施する。

実施に当たっては、教育対策部 学校教育班（教育委員会 管理課）を中心に、関係する各部班と連携して行う。

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

前項において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所に、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期する。
- (2) 校舎の一部に災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶する。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施する。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施する。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第24号様式）により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況（別記第24号様式）

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 苫前町

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

また、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

なお、町長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんする。

なお、町は、災害時にあっせんできるよう、公営住宅等の把握に努め、予め体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考に当たっては、町、社会福祉協議会、地域団体等による選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりである。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

但し、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 1 か月以内に完了する。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

5 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 1町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。

但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、町に譲渡し、管理は町が行う。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
但し、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 施工及び資材等の調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼する。

なお、あっせんを依頼するに当たっての必要な資材の把握は、建設対策部 建設班（建設課 建設係）が行う。

- 2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行う。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第25様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第26号様式）

資料編〔様式〕 ・ 応急仮設住宅台帳（別記第25号様式）
・ 住宅応急修理記録簿（別記第26号様式）

第5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

実施に当たっては、建設対策部 建設班（建設課 建設係）が行う。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節において「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 実施責任

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節において「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は町（建設対策部 建設班（建設課 建設係））及び関係機関の協力を得て、被災宅

第24節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

- 1 町長（救助法が適用された場合は、町長が、知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（苫前町分区）が行う。）
- 2 警察官（羽幌警察署）
- 3 海上保安庁官（留萌海上保安部）

第2 実施の方法

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、次のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、民生対策部 衛生班（税務住民課 住民係）を中心に、関係する各部班及び北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署、羽幌警察署等と連携して行う。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

町長が、北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署、羽幌警察署等に協力を要請し、搜索を実施することとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の町に漂着していると考えられる場合は、関係町に対し搜索を要請する。

(3) 警察への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を羽幌警察署に通報する。

- ア 行方不明者の人員数
- イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 行方不明となった日時
- エ 行方不明者が発見されると考えられる地域
- オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 収容処理の方法

- ア 町は遺体を発見したときは、速やかに警察官の検分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - (ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。
 - (イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- イ 縁故遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。
- ウ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。
- エ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

4 他町から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は町長に連絡の上、引き渡す。但し、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

5 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 行方不明者の捜索

- ア 遺体の捜索状況記録簿（別記第27号様式）
- イ 行方不明者の捜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第12号様式）

(2) 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第28号様式）

(3) 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第29号様式）

資料編〔様式〕	<ul style="list-style-type: none">・ 救助種目別物資受払簿（別記第12号様式）・ 遺体の搜索状況記録簿（別記第27号様式）・ 遺体処理台帳（別記第28号様式）・ 埋葬台帳（別記第29号様式）
---------	---

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

障害物の除去は町長が行う。

なお、救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。

1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 町（建設対策部 土木班（建設課 土木係））は、所有する資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。
（基本法第64条）
- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示する。（基本法施行令第26条）

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により措置する。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第30号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第30号様式）

第26節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、本節において「土木施設」という。）の災害応急土木対策についての計画は、次のとおりである。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象	
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水	
波浪	土石流
津波	がけ崩れ
山崩れ	落雷
地滑り	

2 被害種別

路面及び路床の流失埋没	河川の決壊及び埋没
橋梁の流失	溜池等えん堤の流失及び決壊
堤防の決壊	下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めによる。

なお、実施に当たっては、建設対策部 土木班（建設課 土木係）を中心に、関係する各部班及び関係機関と連携して行う。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第27節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

町長が、行う。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができる。

また、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請する。

なお、実施に当たっては、産業対策部 農林班（農林水産課 農林係）を中心に、関係する各部班及び関係機関と連携して行う。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第28節 労務供給計画

町は災害時において応急対策の必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、町長が実施する。

第2 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各部班長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業員の配備を総務対策部長（総務財政課長）に要請する。

要請を受けた総務対策部長（総務財政課長）は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

3 公共職業安定所への要請

町において必要とする賃金作業員の確保ができないときは、留萌公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- (1) 職種別所要就労者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第3 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第31号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第31号様式）

第29節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用についての計画は、次のとおりである。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第31節 広域応援計画」により、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局、海上保安庁、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行う。

第5 苫前町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料 26）に基づき、知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 32 号様式）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ TEL : 011-782-3233 ・ FAX : 011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話 : 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第 33 号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

- ア 町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。
(資料 19)

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、留萌振興局及び北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署にその旨を連絡する。

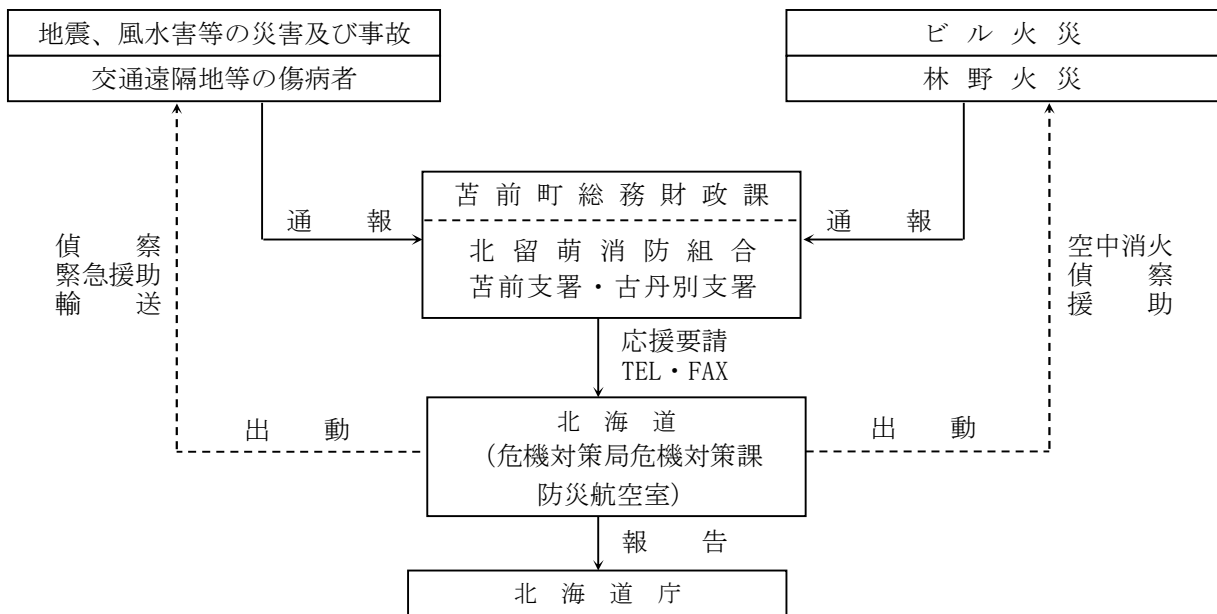
イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第34号様式）を提出する。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。



6 受け入れ体制等の確保

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、本町におけるヘリコプターの離着陸可能地（危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

その他、ドクターヘリの着陸可能地については、「第5章 第17節 医療救護計画 第5の3 ドクターヘリの受け入れ体制の確保」に示すとおりである。

施設名	所在地	着名地点からの 方向距離	広さ	施設管理者	電話番号
苫前中学校グラウンド	字旭 18-2	役場から 0.3 km	100m×100m	町	64-2211
苫前町野球場	字古丹別 256-2	役場から 10.0 km	80m×80m	町	64-2211

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料19）
〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料26）
〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第32号様式）
	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第33号様式）
	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第34号様式）

第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、概ね次のとおりである。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

1 派遣要請権者

知事（留萌振興局長）

2 要請先

留萌振興局 地域政策部 地域政策課

第2 災害派遣要請の要領等

1 要請の方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかにした文書（別記第35号様式）によって、知事（留萌振興局長）に派遣要請を依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を依頼し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

2 要請先

派遣要請の依頼は、留萌振興局地域政策部地域政策課へ行う。

- ・ 電話：0164-42-8426
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話：6410-42-2191

3 緊急を要する災害派遣要請の方法

町長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請の要求をするいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に災害派遣要請をすることができる。

但し、この場合、速やかに知事（留萌振興局長）に通知し、前記1の手続きを行う。
なお、緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

指定部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第2師団留萌駐屯部隊	留萌市緑ヶ丘町1丁目6	0164-42-2655

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

1 受入れ準備の確立

知事（留萌振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

(2) 連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2) 知事（留萌振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（留萌振興局長）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

第4 経費負担等

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第36号様式）をもって知事（留萌振興局長）に撤収要請を依頼する。

但し、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔様式〕	・ 自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第35号様式） ・ 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第36号様式）
---------	--

第31節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策についての計画は、次のとおりである。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「第5章 第5節 避難対策計画 第10」による。

第1 苫前町による応援要請・応援活動

1 苫前町から他町及び道への応援要請

- (1) 大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び町相互の応援に関する協定」（資料27）及び町間の各種相互応援協定等に基づき、他の町長に応援を要請する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

2 他町に対する応援活動

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生町長の応援を求められ、知事から当該災害発生町長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

第2 北海道による応援活動

1 苫前町に対する応援

- (1) 町において大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び町相互の応援に関する協定」（資料27）に基づき、応援の実施を図る。
また、町への応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行う。
- (2) 知事は、被災地における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び町相互の応援に関する協定」に基づき、町相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。
- (3) 知事は、町長等から応援の求め、又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。

2 国に対する応援の要求等

- (1) 北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。また、知事は、町長から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の町の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。（資料19・26）
- (2) 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び町相互間の応援の要求等のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、

他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生町長の応援を要請するよう求める。

- (3) 知事は、内閣総理大臣より災害発生都府県知事や災害発生町長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、町長に対し、当該災害発生町長の応援を求める。

第3 消防機関（北留萌消防組合 苫前支署・古丹別支署）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。（資料28）

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。（資料19・26）

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第4 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第5 国からの派遣等受入れ体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる緊急患者の緊急搬送手続要領（資料19）
〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料26）
	・災害時等における北海道及び町相互の応援に関する協定（資料27）
	・北海道広域消防相互応援協定（資料28）

第32節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求める。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下、本節において「知事等」という。）

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。

但し、地方自治法第252条に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

- 4 派遣職員のサービスは派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は町の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第33節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPOとの連携についての計画は、次のとおりである。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 町は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。
- 2 町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部（苫前町分区）、町社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第34節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分についての計画は、次のとおりである。

第1 義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分する。

総務部 財政資材班は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

第2 苫前町の災害義援金品の受付・配分

1 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、苫前町災害義援金配分委員会（以下、本節において「配分委員会」という。）を設置し、庶務は、総務対策部 総務班（総務財政課 交通防災係）及び同対策部 財政班（出納室）が行う。

3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

第35節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融についての計画は、次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、北海道地域防災計画「資料編」に定めるところによる。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（資料21）

資料編〔応急・復旧〕 ・「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）（資料21）

第36節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動についての計画は、次のとおりである。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、本町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
〔苫前町〕 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続き

1 苫前町

(1) 町長は町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を留萌振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに留萌振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道（留萌振興局）

- (1) 留萌振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、知事に報告する。
- (2) 知事は、留萌振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所を選定～町 設置～道 (但し、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震・津波災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、苫前町地域防災計画の別編である「地震・津波災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下、この章において同じ）、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努める。
- (2) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、北海道運輸局、町（北留萌消防組合（消防本部））、北海道、北海道警察
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する留萌海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導する。
 - (ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行う。
 - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

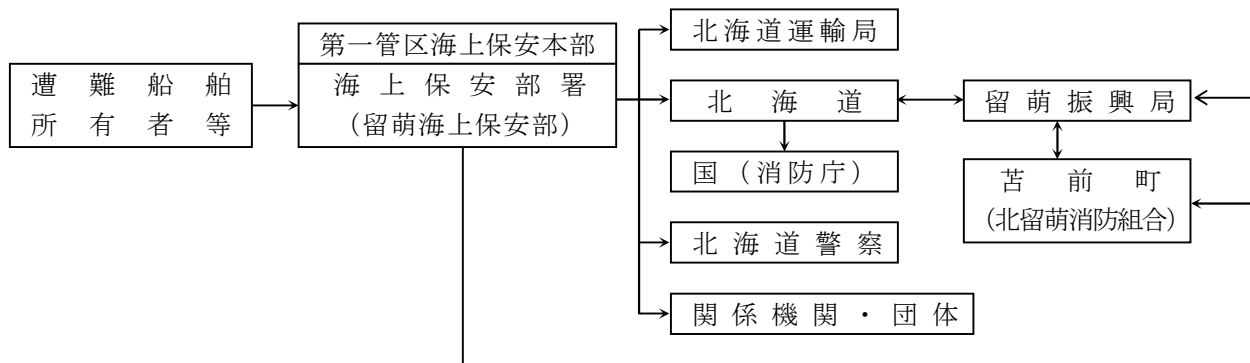
第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりである。



管内海上保安部(署)と消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

海上保安部	消防本部
第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）	北留萌消防組合（消防本部）

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、北海道運輸局、町（北留萌消防組合）、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

(ア) 海難の状況

(イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画「第3章 第1節 組織計画」の定めにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第6節 救助救出計画」の定めによるほか、次による。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部（海上保安庁法第5条）

- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。
- (ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者、並びに船舶交通に対する障害を除去する者の監督に関すること。
- (エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

- (ア) 遭難船舶を認知した町は、留萌海上保安部及び羽幌警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 北海道警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡にあたること。

オ 水難救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）と北留萌消防組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章 第16節 医療救護計画」の定めにより実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について、町等各関係機関は、「第5章 第24節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町、北留萌消防組合（消防本部）及び道は、海難の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の町、他都府県及び国へ応援を要請する。

その他、海上での船舶消火では、「留萌海上保安部と北留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定」より出動を要請する。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 留萌海上保安部と北留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定（資料29）

第4 災害復旧

海難事故等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- 1 関係行政機関の共通実施事項（第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、北海道開発局、北海道運輸局、町（北留萌消防組合）、道、北海道警察）
 - (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

- (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

(イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、※はしけ溜まり等の状況）

(ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

※ はしけ

河川や運河などの内陸水路や港湾内で重い貨物を積んで航行するために作られている平底の船舶

イ 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び流出油等の防除に関する協議会の育成強化。

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により、関係者を指導啓発する。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(2) 北海道

ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 町等の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(3) 町（北留萌消防組合）

- ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

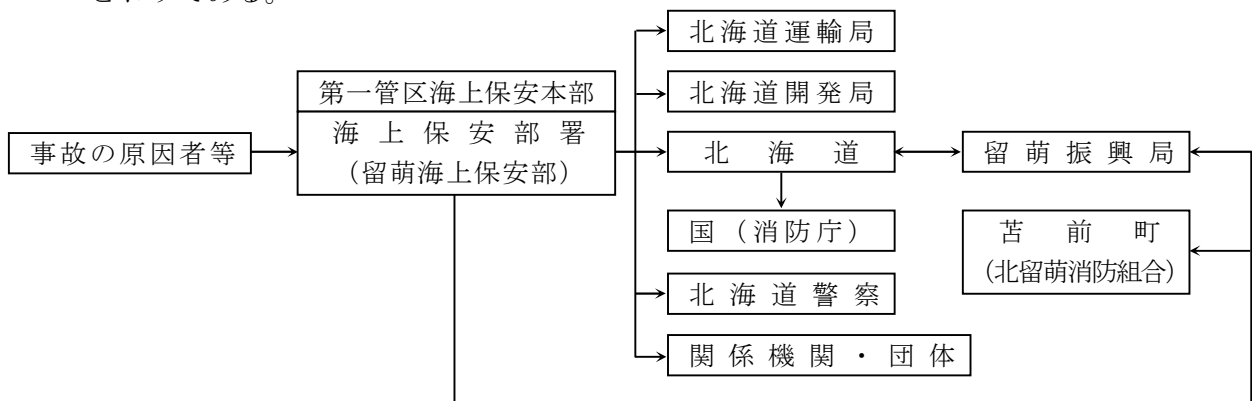
油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりである。



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に

連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）、町（北留萌消防組合）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 北海道の災害対策組織

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画「第3章 第1節 組織計画」の定めにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の災害対策組織

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関の実施事項は、次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化

状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

- イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。
特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。
- ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係町に必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

(4) 北海道、町（北留萌消防組合）

- ア 北海道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。
- イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。
防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 北海道警察

- ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。
- イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町（北留萌消防組合（消防本部））に協力を要請する。

(2) 町（北留萌消防組合）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）の消火活動に協

力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めにより実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

9 広域応援

町、北留萌消防組合（消防本部）及び道は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の町、他都府県及び国へ応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、「第5章 第32節 防災ボランティアとの連携計画」の定めによる。

第4 災害復旧

流出油等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節において「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施機関

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
- イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

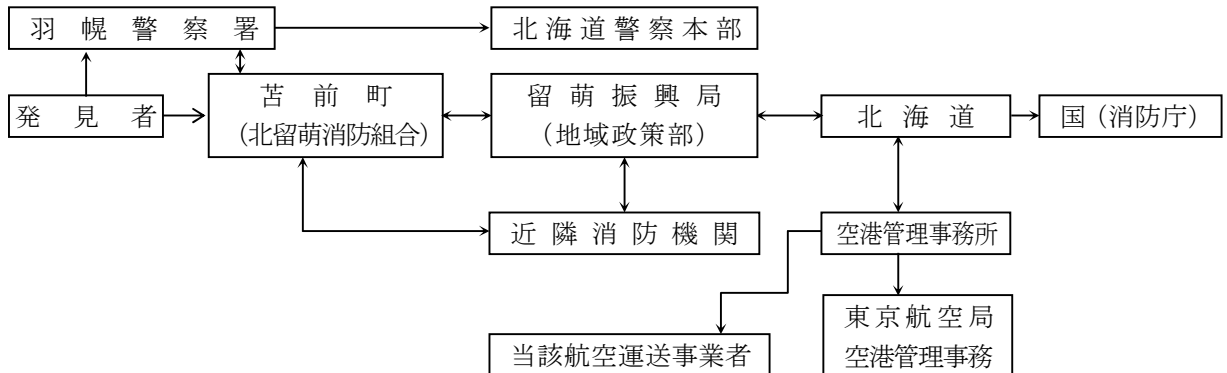
第3 災害応急対策

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

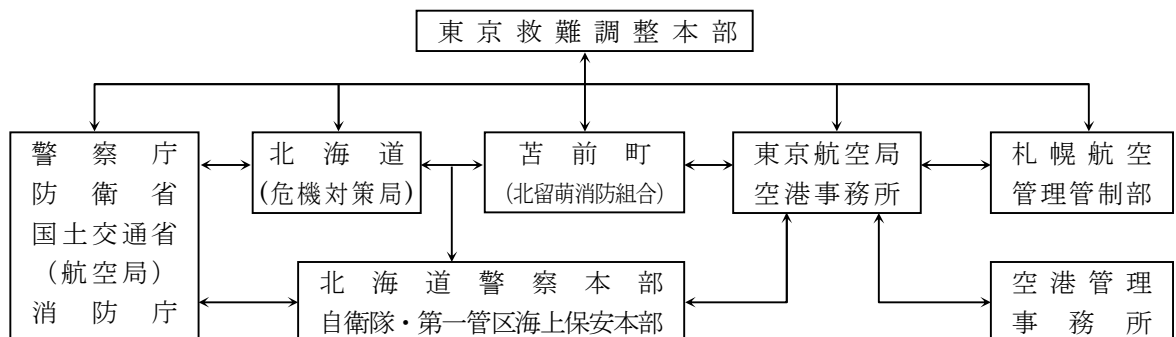
1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（北留萌消防組合（消防本部））、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 医療機関等への情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 旅客及び地域住民等への広報
- 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。
- (ア) 航空災害の状況
 - (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 航空輸送復旧の見通し
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第3章 第1節 組織計画」の定めにより、応急活動体制を整え、地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第17節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 北留萌消防組合（消防本部）等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町は、北留萌消防組合（消防本部）等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、北海道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第18節 防疫計画」の定めより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第5章 第19節 廃棄物処理等計画」の定めより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町、道及び北留萌消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下、本節において「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

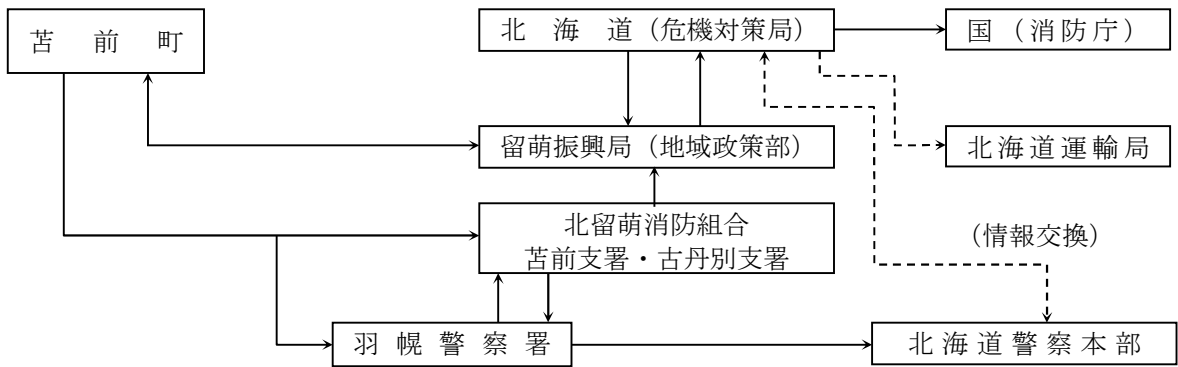
第3 災害応急対策

1 情報通信

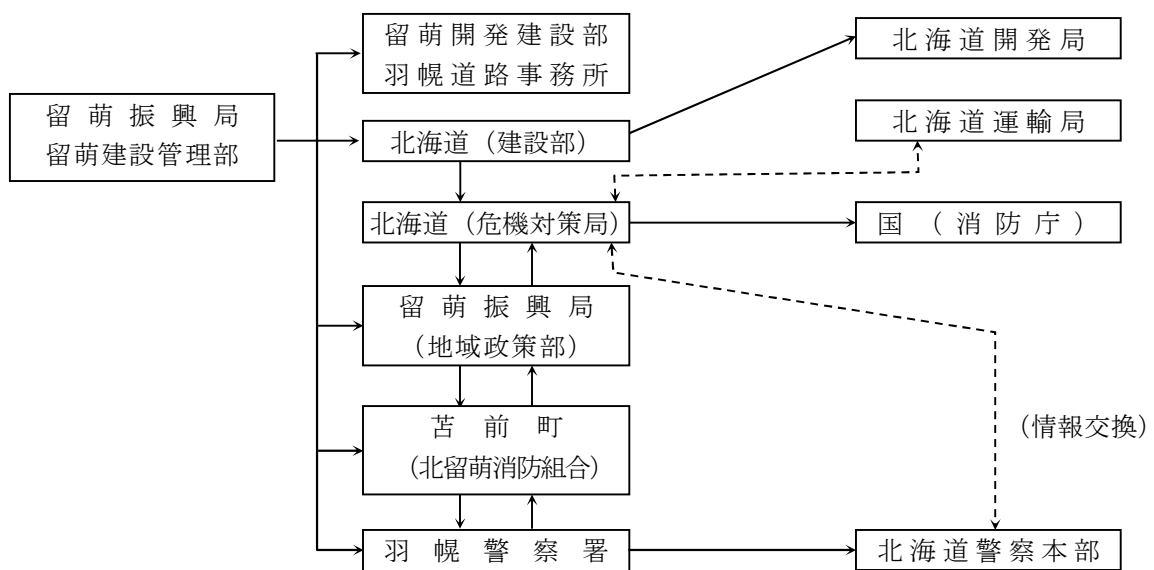
道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

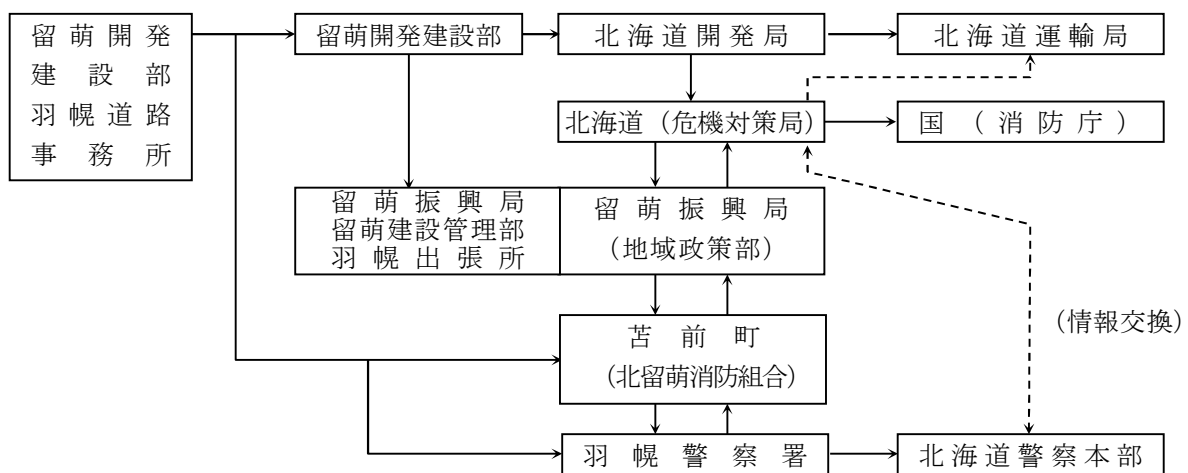
ア 町の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 国の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第17節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、北留萌消防組合による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 北留萌消防組合

ア 北留萌消防組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は北留萌消防組合と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道及び北留萌消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の町、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

町は、火災予防上の観点から北留萌消防組合の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、北留萌消防組合、羽幌警察署へ通報する。

(2) 北海道、北留萌消防組合

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について

必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 北留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 北留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対

する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を留萌振興局 保健環境部 保健行政室、警察署又は北留萌消防組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) 北留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、北留萌消防組合等関係機関へ通報する。

(2) 北留萌消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

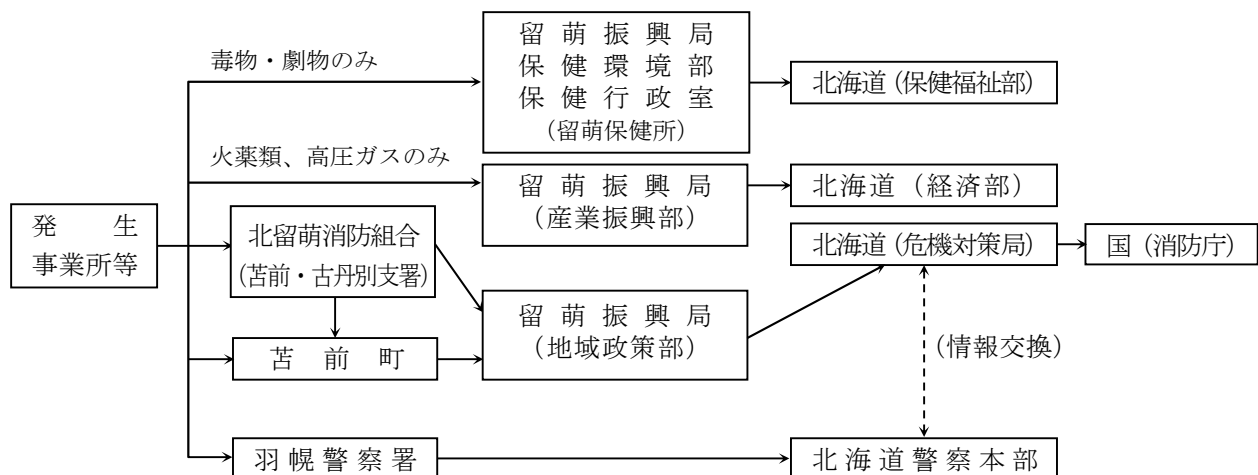
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況

- (イ) 被災者の安否情報
- (ロ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 北留萌消防組合

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は、北留萌消防組合と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第17節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道及び北留萌消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 苫前町及び北留萌消防組合

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、留萌振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度で65%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき、風速15m/s以上の風が9時間以上吹続く見込のとき、消防法第22条により、火災気象警報を発令することができる。

ただし雨又は雪の降っている場合は必ずしも警報の発令を要しない。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、北留萌消防組合が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

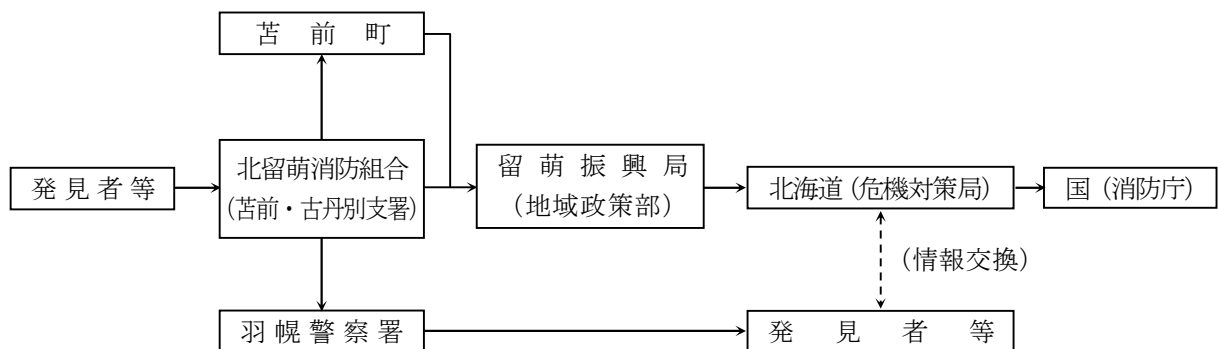
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

北留萌消防組合は、「第4章 第7節 消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。
なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第17節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

町、道及び北留萌消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局、北海道

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報紙、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
 - a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下、本節において「危険期間」という）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対し、次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- (オ) 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

- (イ) ヘリコプターによる空中消火に対応するため、関係機関等において空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。
- (2) 森林所有者
 森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。
- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
 - イ 巡視員の配置
 - ウ 無断入林者に対する指導
 - エ 火入れに対する安全対策
- (3) 林内事業者
 林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
 直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舍等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たる。
 - イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
 前記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。
 なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
 - ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (4) 自衛隊
 危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
- ア 演習地出入者に対する防火啓発
 - イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
 - ウ 危険区域の標示
 - エ 防火線の設定
 - オ 巡視員の配置
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者
 危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。
- ア 路線の巡視
 - イ ポスター掲示等による広報活動
 - ウ 林野火災の巡視における用地の通行
 - エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。

(3) 町の組織

町内区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

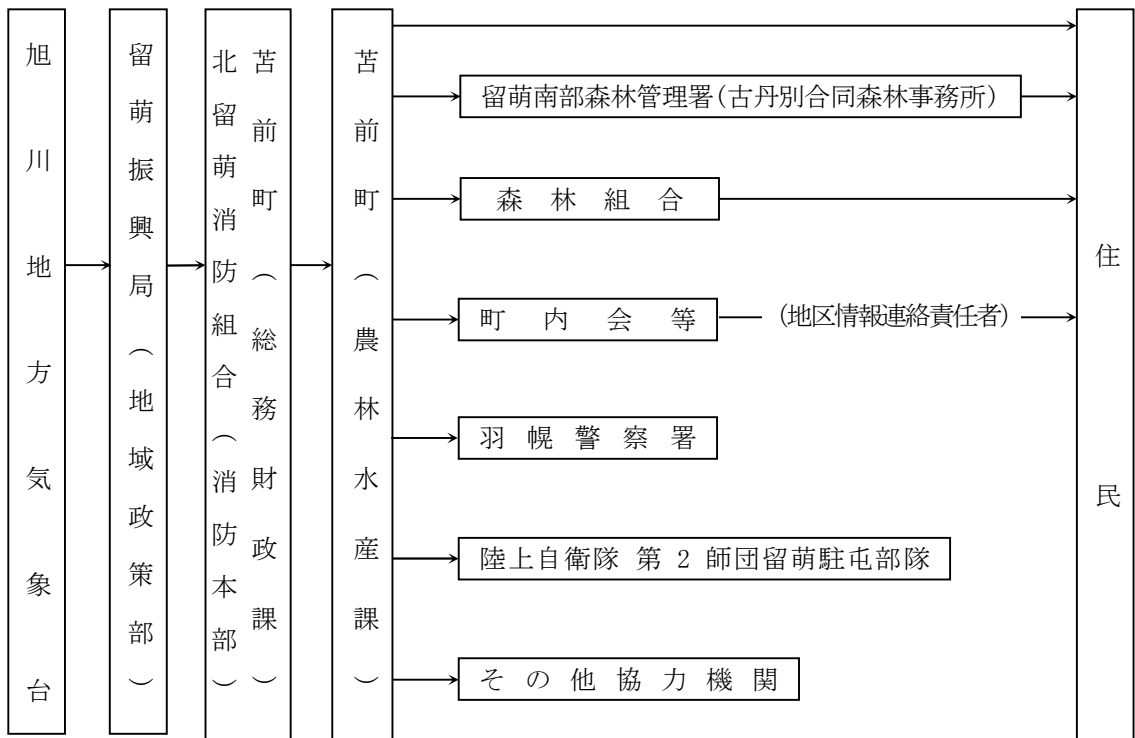
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として、旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を留萌南部森林管理署（古丹別合同森林事務所）等の関係機関へ通報するとともに、住民へ周知徹底を図る。

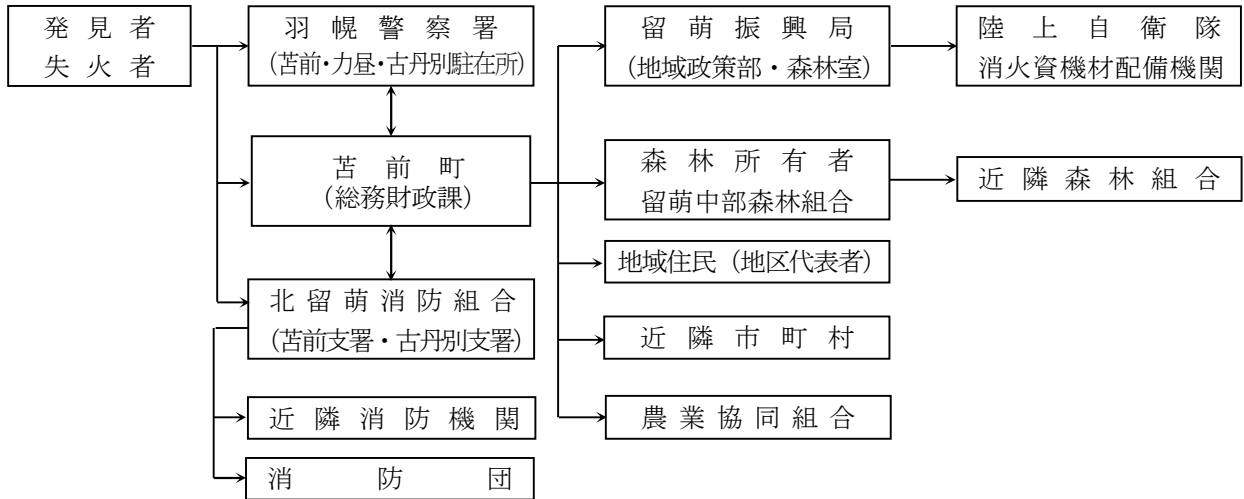
また、町は林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令する。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び留萌振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付 林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

- (1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関の災害対策組織
関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、北留萌消防組合と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょの活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第29節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

なお、空中からの消火を行う場合は、留萌振興局に林野火災空中消火用資機材貸出申請を行う。

8 広域応援

町、道及び北留萌消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防

本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1 実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画である。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね北海道地域防災計画「第10章 災害復旧・被災者援護計画」別表のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第5 応急金融対策

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、「第5章 第35節 災害応急金融計画」に定めるところによる。

苫前町地域防災計画
風水害等災害対策編

平成26年10月
苫前町防災会議